

・袋井市・
**緑の
基本
計画**

— 袋井市の緑地の保全及び
緑化の推進に関する基本計画 —

平成22年3月
袋 井 市

あいさつ

袋井市には、小笠山丘陵地などの森林や茶畑、伸びやかに広がる田園、太田川や原野谷川などの河川敷、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている浅羽海岸、さらには寺社や史跡、市街地の生け垣や花壇など、様々な「緑」があります。

「緑」は、人間をはじめ様々な生物の生存基盤として、私たちにやすらぎをもたらすとともに、魅力ある街並みや、うるおいのある生活環境の形成、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の低減、自然災害の発生防止に寄与するなど、様々な役割が期待されています。

このように、「緑」は、私たちが暮らしていく上で、欠くことのできない大切な資源です。

「袋井市緑の基本計画」では、「緑」の優れた機能を将来にわたって維持していくため、地域の特性を生かしながら、生活に身近な「緑」を市民・企業・行政が互いに協力して、保全・創出していく考え方をお示しました。

四季の彩り豊かに袋井らしさを演出する「緑」を、みんなで力をあわせて、大切に守り育てていくことで、「みんなで育てる 緑豊かな健康文化都市 ふくろい」を実現しましょう。

平成22年3月

袋井市長 原田英之



目次

第1章 計画の策定にあたって

①	計画策定の背景	1
②	計画の目的	1
③	計画の位置づけ	2
④	計画の区域と目標年次	2
(1)	計画の区域	2
(2)	目標年次	2
⑤	計画の対象とする緑の分類と役割	3
(1)	対象とする緑	3
(2)	緑の役割	5

第2章 緑の現況と課題

①	都市の現況	7
(1)	位置と気候	7
(2)	地形・水系	7
(3)	人口	9
(4)	土地利用	9
(5)	植生状況	9
②	緑の現況	12
(1)	施設緑地	12
(2)	地域制緑地	18
③	緑の課題	23
(1)	緑の量からみた課題	23
(2)	機能別の課題	25

第3章 緑の将来像と基本方針

①	将来像と基本方針の設定	27
(1)	将来像の設定	27
(2)	基本方針の設定	28

第4章 緑の配置方針

①	緑の配置の視点	29
②	機能別の配置方針	31
(1)	環境機能から見た配置の方針	31
(2)	レクリエーション機能から見た配置の方針	33
(3)	防災機能から見た配置の方針	35
(4)	景観機能から見た配置の方針	37
③	ゾーン別の配置方針	39
(1)	丘陵地ゾーン	39
(2)	田園ゾーン	39
(3)	水辺ゾーン	39
(4)	市街地ゾーン	39

第5章 緑の目標水準

1 目標水準の設定	41
(1) 開発における緑化の目標	41
(2) 公園緑地の整備目標	42

第6章 施設緑地の整備と地域制緑地の指定

1 施設緑地の整備	43
(1) 市民に身近な公園や利用しやすい広場	43
(2) 主要な都市公園等	43
(3) 治水対策と連携した公園緑地等	43
2 地域制緑地の指定	47
(1) 指定されているもの	47
(2) 指定を検討するもの	47

第7章 施策の展開

1 施策の体系図	49
2 施策の方針	50
(1) 歴史と文化を育む、豊かな緑の保全	50
(2) ゆとりとうるおいのある生活環境をつくる緑の創出	54
(3) 緑をみんなで育てる、協働のまちづくり	58

第8章 地域別の緑

1 北部地域	59
2 中央北地域	61
3 中央地域	63
4 中央南地域	65
5 南部地域	67

第9章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた基本的な考え方	69
2 計画の推進に向けた行政の取組	70
(1) 庁内組織や関係機関との連携強化	70
(2) 多様な取組を支援する情報の提供	70
(3) 計画の実効性の確保	70
3 協働のパターン	71
(1) 基本的な協働のパターン	71
(2) 具体的な事業等に基づく協働のパターン	72
4 おわりに	75
用語集	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、環境問題と景観形成の意識の高まりや、災害に強いまちづくりの一層の推進、余暇活動における自然とのふれあいのニーズの高まりなど、緑が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった様々な機能を十分に発揮させていくことが、これまで以上に期待されています。

特に、地球温暖化や生態系のバランスの変化など、地球規模で問題の深刻化が指摘される中、国においても、持続可能な社会に向けて、二酸化炭素の抑制を目指した低炭素都市づくりが推奨されており、二酸化炭素の吸収源である緑の保全と創出が強く求められています。

このような背景を踏まえて、緑の基本計画を定めます。

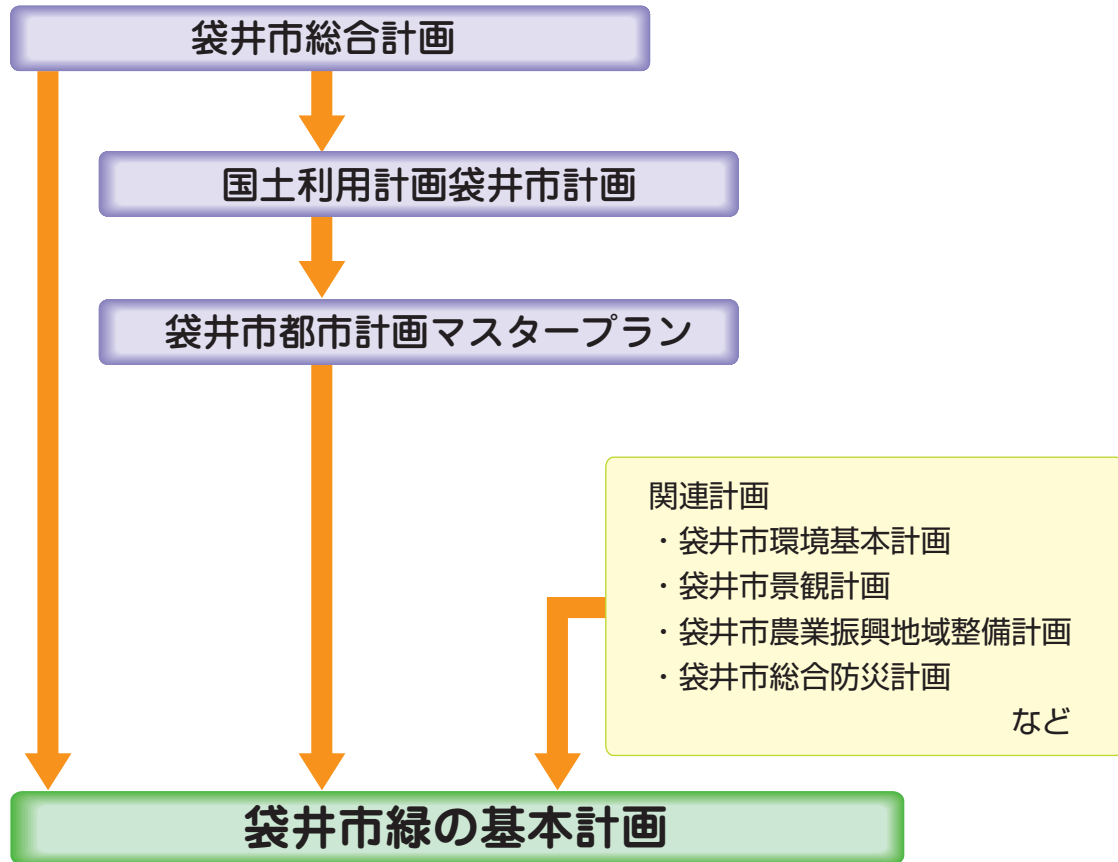
2 計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に定められる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を示し、市民・企業・行政が一体となって、緑の保全・創出に取り組むために策定します。

3 計画の位置づけ

本計画と上位計画及び関連計画との関係は次のとおりです。



4 計画の区域と目標年次

(1) 計画の区域

計画の対象区域は、袋井市全域（108.56km²）とします。

(2) 目標年次

計画の基準年次を平成17年（2005年）とし、目標年次を20年後の平成37年（2025年）に定め、概ね10年ごとに見直しを行います。

基準年次	平成17年（2005年）
中間年次	平成27年（2015年）
目標年次	平成37年（2025年）

5 計画の対象とする緑の分類と役割

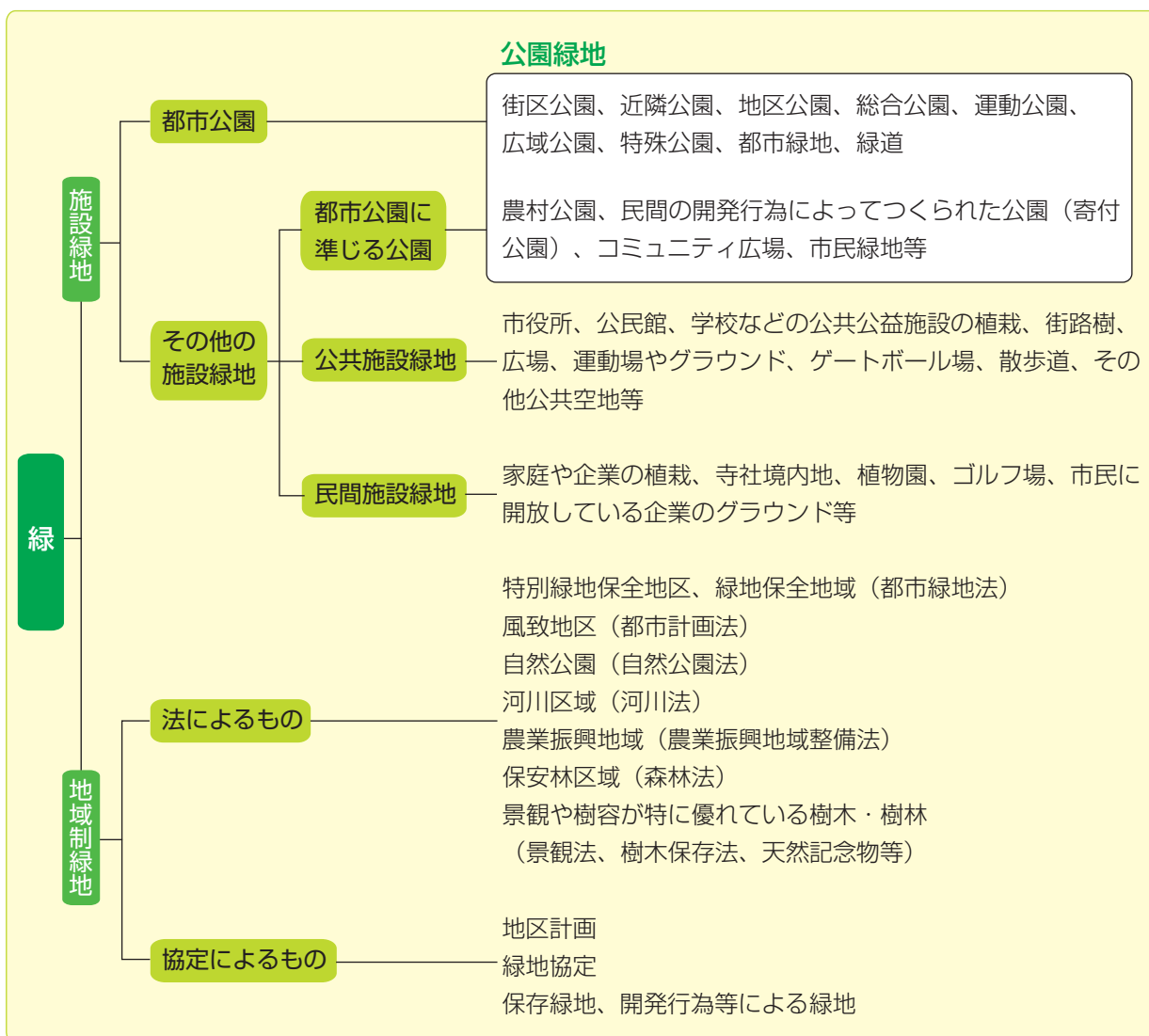
(1) 対象とする緑

「緑」という言葉は、一般に樹木や草花などの植物をイメージしますが、本計画では、それらを含む周辺の土地や空間も含めており、森林、農地、河川などの良好な自然環境を形成しているものや、公園などのオープンスペースも対象とする「緑」として位置付けます。

本計画における緑を分類すると次のようになります。



緑の分類表



※ 都市公園と農村公園・寄付公園・コミュニティ広場などの都市公園に準じる公園は、同様の役割を果たしていることから、これらをあわせて「公園緑地」として位置付けます。


 公園緑地の分類

区 分		内 容	
都 市 公 園	住区 基幹公園	街区公園	主として街区内（市街地）に居住する者の用に供することを目的とする公園。標準規模は0.25ha。
		近隣公園	主として近隣（市街地）に居住する者の用に供することを目的とする公園。標準規模は2ha。
		地区公園	主として徒歩圏内（市街地）に居住する者の用に供することを目的とする公園。標準規模は4ha。
	都市 基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。標準規模は10～50ha。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。標準規模は15～75ha。
	大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的とする公園。標準規模は50ha以上。
	特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり0.1ha以上。
	緑 道		災害時における避難路の確保や歩行者や自転車が安心して通行するために設けられた緑地。 住宅地と公園や公共施設等を連絡するように設ける。
都 市 公 園 に 準 じ る 公 園	農村公園		農村地域住民の健康増進や地域活動の用に供することを目的とする公園。
	寄付公園		民間の開発行為によって整備され、市に移管された公園。
	コミュニティ広場		市民の相互親睦を深め健康増進と体育の振興を目的とし、袋井市コミュニティ施設条例に基づき設置された広場。

(2) 緑の役割

緑は、私たちが生活するうえで様々な恩恵をもたらし、住みよいまちづくりを進めていくために必要なものです。

緑の役割は、次のようなものがあります。

ア 良好な生活環境をつくる

緑は、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。

また、街路樹や民有地の緑などは、樹陰の提供や、排気ガスの浄化など良好な環境をつくりだしています。



(都) 袋井広岡線

イ 生き物の生息空間を守る

緑は、私たち人間も含め、多様な生き物を育てています。緑を守ることで、生態系の維持につながります。



小池 (笠原地区)

ウ 自然とふれあう機会をつくる

公園や散歩道などは、遊び場や健康づくりの場として利用されるほか、地域における活動やイベントなどの機会を通じ、コミュニティの形成に役立っています。

また、森林や河川、農地などにおける自然とのふれあいは、私たちの気持ちを豊かなものにし、環境学習の機会を提供します。



エコパ自然教室

エ 自然災害を防ぐ

森林は、樹木がしっかりと根を張ることで、土砂の流出を防ぎます。大雨の際は、雨水を蓄え、少しずつ河川へ水を放出します。

水田では、一時的に雨水を貯留し、洪水を抑制する働きがあります。

風の強い季節は、樹木が強風や飛んでくる砂を防いだり、海岸付近の防風林は、塩害を抑制します。



浅羽海岸のクロマツ林

オ まちを守る

公園、広場や道路の街路樹は、災害時の避難地や支援活動の拠点になるほか、火災時の避難経路の確保や延焼防止に役立ちます。



月見の里公園

カ 美しい都市景観をつくる

緑は、美しい自然景観や田園景観をつくり、私たちのふるさとを形成する重要な要素となり、気持ちのやすらぎや四季の移り変わりなどを感じさせてくれます。

また、公共公益施設や民有地の植栽、道路の街路樹などは、魅力的できれいなまち並みをつくれます。



春岡地区の田園景観と可睡の杜

第2章 緑の現況と課題

1 都市の現況

(1) 位置と気候

本市は静岡県西部に位置し、東西約15km、南北約17kmで、面積は、108.56km²となっています。

年平均気温は17度前後の温暖な気候で、冬は西からの季節風のため乾燥した晴れの日が多く、「遠州の空っ風」と呼ばれる地域特有の強い西風が吹きます。



(2) 地形・水系

本市の地形は、市街地を取り囲むように市域中央東部の小笠山丘陵地、北東部の宇刈丘陵地、北西部の磐田原台地が形成され、丘陵地の裾から南部の浅羽海岸までは、太田川や原野谷川の流域に沿って沖積平野が広がっています。



小笠山丘陵地



原野谷川

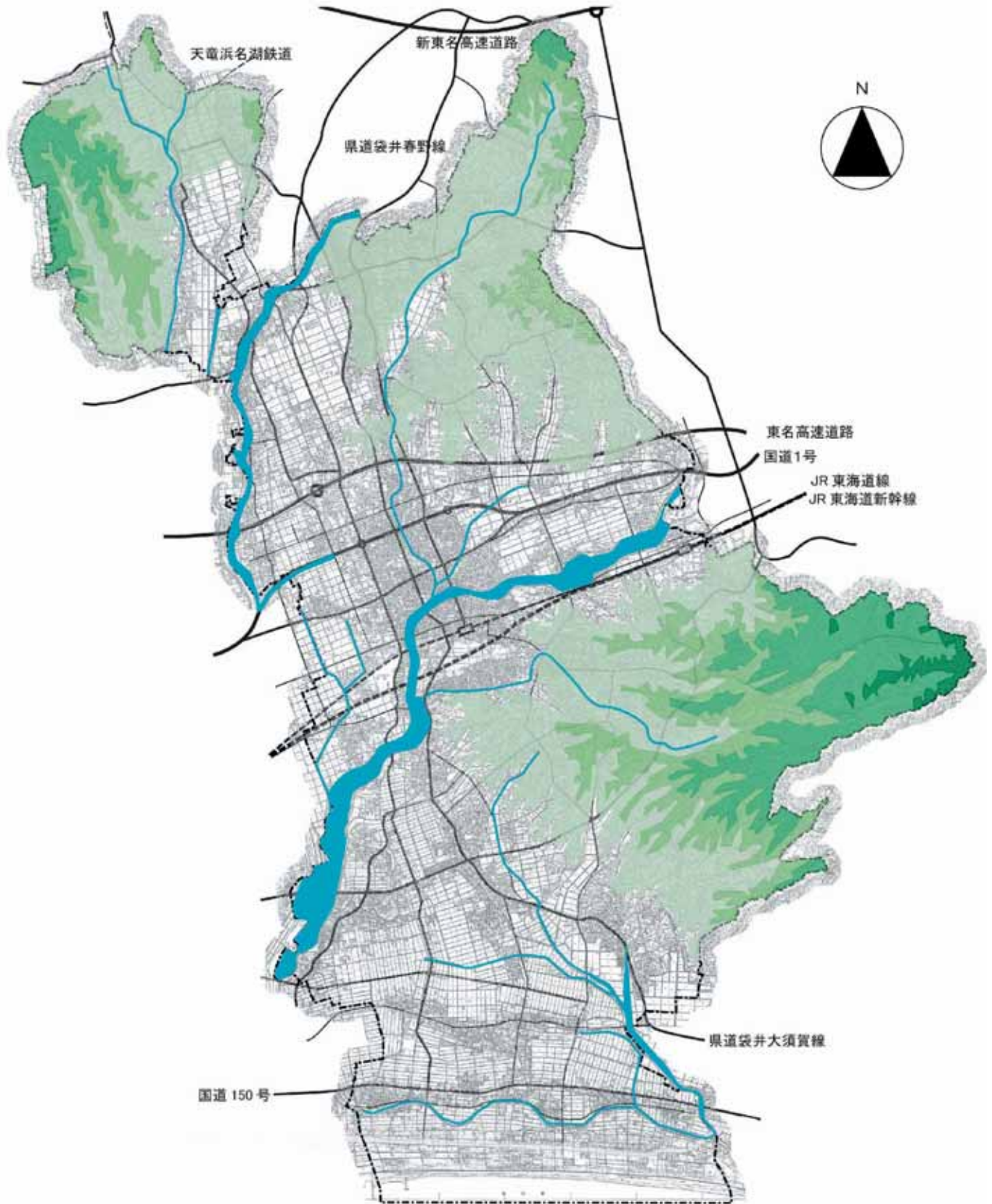


田園



浅羽海岸

地形・水系図



	200m 以上		河川
	100m 以上 200m 未満		主要道路
	60m 以上 100m 未満		鉄道
	20m 以上 60m 未満		行政区境界
	20m 未満		

(国土利用計画袋井市計画)

(3) 人口

平成17年の国勢調査による本市の人口は82,991人で、世帯数は28,340世帯です。

過去5年間の人口増加率は5.4%で、県平均の0.7%を大きく上回っており、人口が増加している数少ない都市です。

また、65歳以上の高齢化率は17.2%で、県平均の20.5%を下回っており、人口構成の若い都市です。

年 度	H2	H7	H12	H17	H27	H37
人口 (人)	68,966	74,826	78,732	82,991	88,100	91,300
世帯数 (戸)	18,840	22,402	25,385	28,340	30,900	33,200

※平成27年度以降は、袋井市都市計画マスタープランの人口フレーム

(4) 土地利用

本市の市街地とその周辺は、用途地域の指定によって、住居系、商業系、工業系の土地利用の誘導が図られ、土地区画整理事業などの市街地整備が行われています。

また、本市は、農地と森林の面積が市全体の約55%を占めており、これらの地域は、主に農業振興地域として指定されています。

(単位：ha)

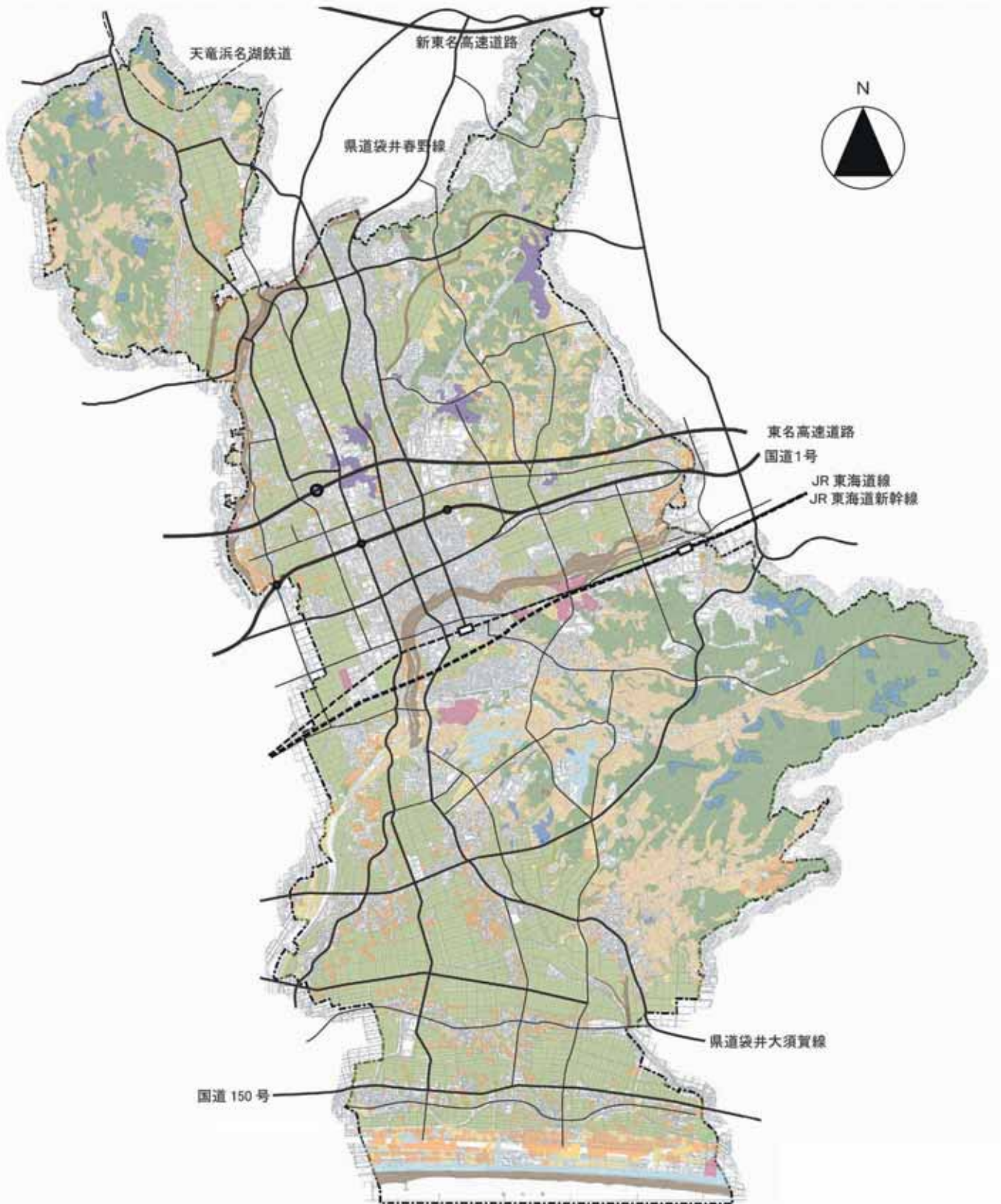
区分	農地	森林	原野	河川・水面	道路	宅地	その他	合計
面積	3,690	2,222	121	602	1,095	1,865	1,261	10,856

(袋井市都市計画マスタープラン)

(5) 植生状況

市街地を取り囲む緑豊かな丘陵地は、クヌギ・コナラ等の森林と森林を開墾して造られた茶畑や果樹園等の農地により形成されており、小笠山総合運動公園南東には、植生自然度の高い森林が多く見られます。

市域の南端部を形成する浅羽海岸には、海岸線に沿ってクロマツ林が形成されています。太田川や原野谷川などの河川流域に広がる農地は、主に水田として稲作が行われ、海岸付近の砂地地帯では畑作地が多く見られます。


植生現況図


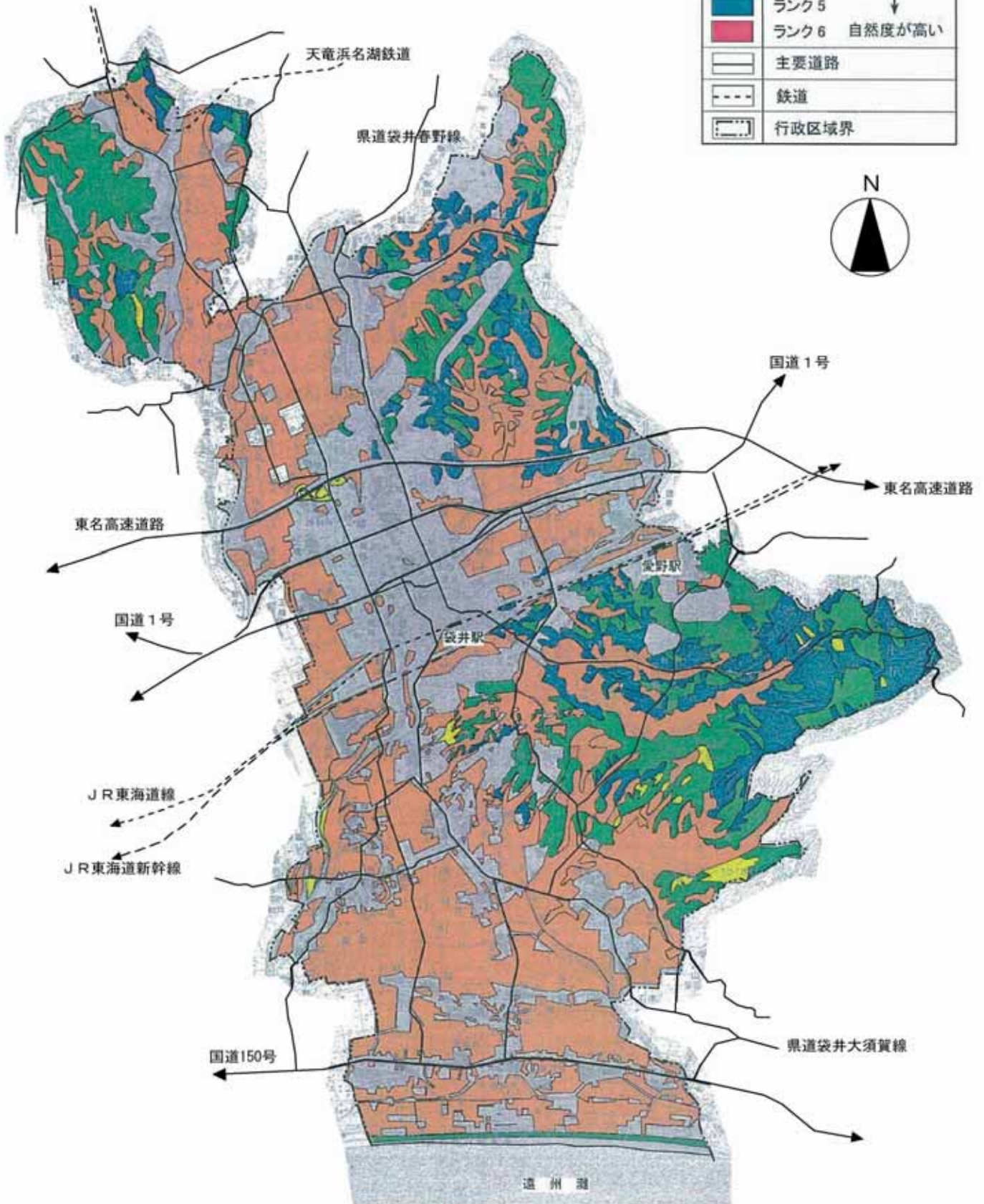
	自然林		ススキ・ササ等の草地		公園内等の植栽地
	スギ・ヒノキ等の植林地		水田		主要道路
	クスギ・コナラ等の二次林		畑		鉄道
	松林		果樹園		行政区境界
	竹林		裸地		

(国土利用計画袋井市計画)



植生自然度

	ランク1	自然度が低い
	ランク2	↑ ↓
	ランク3	
	ランク4	
	ランク5	
	ランク6	自然度が高い
	主要道路	
	鉄道	
	行政区域界	



(国土利用計画袋井市計画)

2 緑の現況

(1) 施設緑地

ア 都市公園

(ア) 街区公園・近隣公園

街区公園や近隣公園は、市民に身近な公園として利用され、これらの公園の緑化推進や清掃活動は、市民の協力によって行われています。



街区公園（高尾町公園）



近隣公園（可睡の杜公園）

(イ) 広域公園・総合公園

広域公園として小笠山総合運動公園が整備されており、市内外から多くの利用者が訪れます。スタジアムやアリーナをはじめとした運動競技場や、小笠山の自然を体験できる遊歩道やビオトープなどが設置されています。

また、総合公園として愛野公園が整備されており、スポーツ施設や市民が集う広場が設置されています。



広域公園（小笠山総合運動公園）



総合公園（愛野公園）

小笠山総合運動公園

小笠山総合運動公園は、「健康とスポーツと自然」をテーマに、2001年4月にオープンしました。公園には、5万人の観客を収容するエコパスタジアムをはじめとした様々なスポーツ施設や、豊かな小笠山の自然を生かしたふれあいの森が広がり、市民の身近な施設としての利活用が期待されます。



公園マップ



開催されている主な事業

スポーツ教室



サッカー、陸上、ソフトボール、バスケットボールなどの教室が開催されています。

ファミリースポーツ



親子と一緒に楽しめるスポーツイベントやオリエンテーションなどが開催されています。

自然体験



エコパ自然塾をはじめ、小笠山の自然を生かした自然教室が開催されています。

文化・地域交流



フリーマーケットやコンサート、子供むけのイベントなど、様々な催し物が開催されています。



エコパサポーターズ

エコパサポーターズは、大規模なイベントからスタジアム見学ツアーまで、様々な事業を支えています。

サポーターズは、イベント補助、大型映像操作、施設見学案内、環境美化の4つのチームで活動をしています。



(ウ) 都市緑地

市内を流れる太田川や原野谷川には、河川敷を利用した都市緑地が設けられ、運動や散策などで多くの市民に利用されています。

市街地に近接する都市緑地は、街区公園や近隣公園などの身近な公園と同様の役割を果たしています。



原野谷川親水公園



広岡河川公園

(エ) 緑道

緑道は、歩行者や自転車が通勤、通学に利用するほか、ウォーキングや日常の散歩道として利用されています。



(都) 新池堀越線

イ その他の施設緑地

(ア) 都市公園に準じる公園

都市公園と同じような役割を果たしている農村公園や寄付公園、コミュニティ広場は、市民の身近な公園や広場として利用されています。



上貫名農村公園



二瀬コミュニティ広場

(イ) 公共施設緑地

a 公共公益施設における植栽地等

市役所、公民館、学校、下水道処理施設などに付属した植栽や、道路施設の植樹帯は、まちに良好な環境をもたらしています。



市役所



袋井東小学校

b 遊歩道・自転車専用道路

浅羽海岸沿いの県道浜松御前崎自転車道や、軽便鉄道跡地を利用した遊歩道などは、サイクリングやウォーキングに利用されています。



県道浜松御前崎自転車道



軽便鉄道跡地の遊歩道

c 旧東海道における植栽地等

旧東海道沿いには、松並木や一里塚があり、昔の面影を残しています。

また、本町宿場公園やどまんなか茶屋などが設置され、観光やウォーキングに利用されています。



旧東海道沿いの松並木

(ウ) 民間施設緑地

a 宅 地

住宅地や工業・業務地では、緑化が推進されています。

集落地にみられる屋敷林や生垣は、本市における特徴的な農の風景を演出しています。



住宅地の緑化（長溝地区）



花壇の設置（山梨地区）



集落地の屋敷林（諸井地区）



槇の木の生垣（富里地区）

b その他の民間施設緑地

市内の寺社の境内地、ゲートボール場や民間の植物園、ゴルフ場などは、観光やレクリエーションの場として利用されています。



可睡ゆりの園



寺社の境内地（寄木神社）



公園緑地の整備状況

都市公園

区 分	施設数	面積 (ha)
街 区 公 園	41	8.0
近 隣 公 園	3	4.8
総 合 公 園	1	12.9
広 域 公 園	1	158.0
都 市 緑 地	14	41.3
緑 道	4	0.9
合 計	64	225.9

都市公園に準じる公園

区 分	施設数	面積 (ha)
農 村 公 園	10	1.8
寄 付 公 園	64	2.4
コミュニティ広場	8	6.1



市民1人あたりの面積

区 分	面 積	備 考
都 市 公 園 全 体	27.2m ² /人	
公 園 緑 地 全 体	28.4m ² /人	都市公園と都市公園に準じる公園の面積
身 近 な 公 園 緑 地	7.8m ² /人	街区公園、近隣公園、都市緑地、緑道と都市公園に準じる公園

(2) 地域制緑地

ア 海岸

遠州灘海岸の一部を形成する浅羽海岸は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されており、天竜川から御前崎へと続く直線的な砂浜とクロマツ林が風光明媚な海岸の景観を形成し、貴重な植物が見られます。

また、市民・企業・行政の協働によるクロマツ林の植樹や草刈りなどの活動が行われています。



浅羽海岸のクロマツ



ハマエンドウ



ハマヒルガオ

イ 河川

太田川や原野谷川の河川敷には都市緑地が整備され、多くの市民の憩いの場となっているほか、堤防上の道路には桜並木や散策を楽しむ市民の姿が見られ、本市の良好な水辺の景観を形成しています。



太田川



桜並木とウォーキングの様子

ウ 農 地

本市の農地は、平野部に広がる水田と丘陵地の茶畑、海岸沿いの砂地地域の畑作地などにより形成され、本市における特徴的な農の風景を形成しています。

また、農業の振興と適正な農地の土地利用を図るため、農業振興地域が指定されています。



市街地周辺に広がる水田



丘陵地に広がる茶畑

エ 森 林

本市の森林は、小笠山丘陵地、宇刈丘陵地、磐田原台地に広がり、緑の稜線を遠望することができます。

また、遠州三山や市内の鎮守の杜などは、観光やレクリエーションの場として利用されています。

私たちの暮らしを守るため、特に重要な役割を果たしている森林は、保安林として指定されています。



小笠山丘陵地の森林



油山寺

オ 景観や樹容が特に優れている樹木・樹林

本市では、県及び市の天然記念物に指定された樹木や、袋井市文化協会によって選ばれた「袋井市の名木・古木」があります。

これらは、地域のシンボルや寺社等と一体となって歴史的・文化的な雰囲気をつくりだしています。



梅山八幡神社の森

カ 協定によるもの

緑豊かな住環境を形成するため地区計画や緑地協定があり、生垣などによる緑化推進が図られています。

また、1,000m²を超える住宅・商業地や工場用地などの宅地開発が行われる場合は、対象となる面積の3%を公園や緑地として確保するよう協力を求めています。



地区計画による生垣（久能向地区計画）



緑地協定による植栽（可睡の杜）

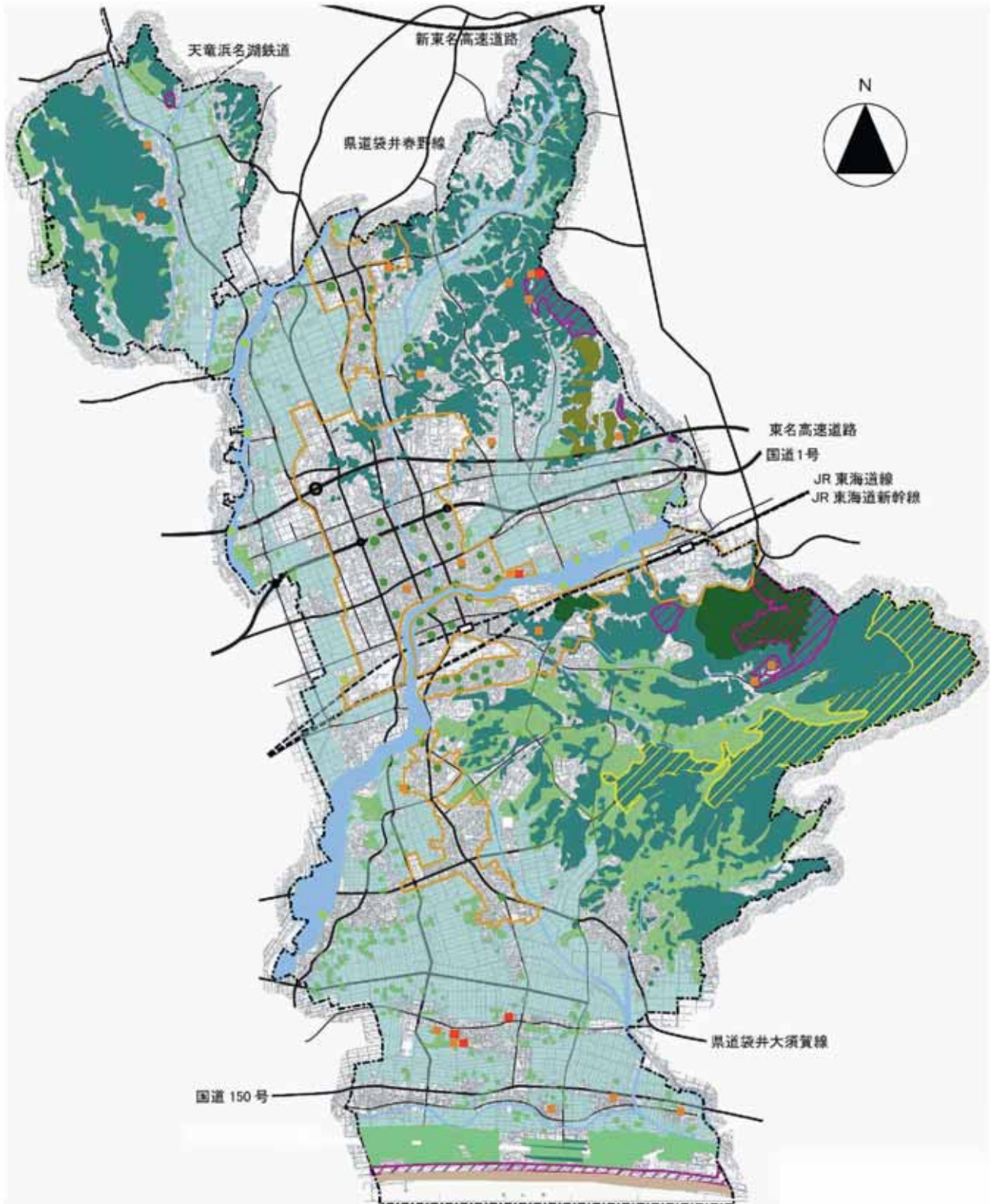


地域制緑地の指定状況

名 称	根拠法等	面 積 等
御前崎遠州灘県立自然公園	自然公園法	127.4ha
河川区域	河川法	27箇所 8.7ha
農業振興地域 (農用地区域)	農振法	5,835.1ha (2,653.5ha)
保安林	森林法	217.1ha
天然記念物	文化財保護法	県指定 油山寺の御霊スギ 市指定 大頭龍神社のマキ 梅山八幡神社の森 イマメの木 (柴田宅) マキの木 (近藤宅)
地区計画	都市計画法	8箇所 171.4ha ● 堀越地区計画 16.2ha ● 上川原地区計画 13.3ha ● 月見里地区計画 37.2ha ● 春岡地区計画 21.5ha ● 祢宜弥地区計画 20.0ha ● 上石野地区計画 38.9ha ● 掛之上地区計画 10.1ha ● 久能向地区計画 14.2ha
緑地協定	都市緑地法	4箇所 20.6ha ● 可睡の杜第一工区緑地協定 3.3ha ● 可睡の杜第二工区緑地協定 6.2ha ● 可睡の杜第三工区緑地協定 7.2ha ● 高尾台緑地協定 3.9ha
開発行為に伴う保存緑地	都市計画法	1箇所 3.5ha

(平成17年度末現在)

緑地現況図



	総合公園・広域公園		自然公園		森林		鉄道
	近隣公園		農用地（水田）		国有林		行政区域界
	街区公園		農用地（畑・樹園地）		天然記念物		開発行為に伴う 保存緑地
	都市緑地		河川区域		用途地域		
	寺社等		保安林		主要道路		

(都市計画基礎調査)

3 緑の課題

(1) 緑の量からみた課題

ア 市全体の緑の量について

市街地整備や宅地開発によって道路や宅地が増加しており、農地や森林は年々減少傾向にあります。開発においては、農地や森林の保全に配慮するとともに、一定以上の緑を確保するよう協力を求めるなど、緑の保全と創出に努める必要があります。



土地利用の推移

単位 ha

区 分	H2	H7	H12	H17	H27	H37
農地	4,091	3,900	3,727	3,690	3,490	3,244
森林	2,429	2,346	2,338	2,222	2,182	2,132
原野	138	135	128	121	108	93
河川・水面	611	609	603	602	598	594
道路	1,021	1,043	1,061	1,095	1,150	1,217
宅地	1,409	1,586	1,745	1,865	2,202	2,615
その他	1,159	1,237	1,254	1,261	1,126	961

(国土利用計画袋井市計画、袋井市都市計画マスタープラン)

※参考 平成17年度以降の都市整備計画

土地区画整理事業

地 区	面積 (ha)	期 間
駅前第二	8.2	H10~H22
祢宜弥	20.3	H10~H18
久能向	14.2	H14~H19
春岡	21.7	H7 ~ H21
上山梨第二	37.2	H9 ~ H21
上石野	38.9	H10~H21
田原田園	11.5	H18~H22
袋井駅南	40.0	未 定
上山梨第三	11.5	
計	203.5ha	

その他の事業

名 称	面積 (ha)	期 間
山科東工業団地造成事業	9.9	H18~H21
小山地域企業誘致事業	11.0	H17~
小笠山山麓開発事業	120.0	未 定
豊沢地区開発事業	21.5	
にぎわい新都心まちづくり事業(国本地区)	23.0	
計	185.4ha	

※小笠山山麓及び豊沢地区開発事業は調査面積

(国土利用計画袋井市計画、袋井市都市計画マスタープラン)

イ 公園緑地の整備量について

本市の1人あたりの都市公園の面積は27.2m²/人で、全国平均10.6m²/人を大きく上回っています。また、都市公園と都市公園に準じる公園を加えた公園緑地全体の面積は28.4m²/人となっており、1人あたりの公園緑地の量は、十分に確保されています。

しかしながら、身近な公園や広場が不足している地域もあるため、こうしたことへの対応をしていく必要があります。

区 分		市民1人あたりの面積	備 考
都市公園	全体	27.2m ² /人	
	小笠山総合運動公園を除く	8.1m ² /人	
	【参考】市街地内の都市公園 用途地域内	5.9m ² /人	
	用途地域と接する都市緑地を 含めた面積	10.7m ² /人	
	D I D区域内	6.5m ² /人	
公園緑地	全体	28.4m ² /人	都市公園と都市公園に準じる公園の面積
	身近な公園緑地	7.8m ² /人	街区公園、近隣公園、都市緑地、緑道と都市公園に準じる公園

(平成17年度末現在)

※参考 市民1人あたりの敷地面積のめやす

- 都市公園法 … 市全体の都市公園の面積 10m²/人
市街地の都市公園の面積 5m²/人
- 緑の政策大綱… 都市公園等の面積 20m²/人

※ 緑の政策大綱は、21世紀初頭に向けてゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成することで、国民が等しく健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるようにするために、平成6年に国が策定しました。

(2) 機能別の課題

ア 環境機能

- 緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する機能があることから、緑の保全や緑化を推進する必要があります。
- 快適な生活環境を創出するため、公共公益施設だけでなく民有地なども含めた緑化を推進する必要があります。
- 小笠山丘陵地や浅羽海岸などでは、貴重な動植物が見られるため、保全する必要があります。
- 小笠山丘陵地などは、傾斜が緩やかで開発が行われやすいため、森林や農地などのまとまりのある緑の保全に努める必要があります。
- 河川の堤防においては、市民や企業の協力を得ながら、草刈りなどを行っていく必要があります。
- 特定外来種の植物が、在来種を駆逐するなどの問題が生じているため、拡大を防ぐ取り組みを行う必要があります。



特定外来種のおオキンケイギク

イ レクリエーション機能

- 遠州三山などは、価値ある歴史的資源を有しているため、緑を保全する必要があります。
- 公園の利用促進を進めるため、公園の位置や魅力などを、広く情報提供していく必要があります。
また、市民の意見を踏まえながら、子供たちが楽しめる遊具や高齢者の健康づくりに役立つ遊具を設置し、安全で安心して利用できる公園づくりが求められます。
- 健康意識の高まりから、ウォーキングを楽しむ市民が増加しており、緑を感じながら移動できる空間を確保する必要があります。
- 土とのふれあいや、農作物を作る楽しみを創出するため、耕作されていない農地を市民農園として活用する必要があります。

ウ 防災機能

- マツクイ虫の被害が発生している浅羽海岸のクロマツ林は、防風・防砂等の機能を維持するため、保全する必要があります。
- 土砂崩れの防止など森林の機能を維持していくため、植林や間伐などの取り組みを行う必要があります。

エ 景観機能

- 良好なまちの景観をつくるため、沿道の街路樹や植栽は、景観に配慮した剪定や、定期的な植替え等の取り組みを行う必要があります。
- 集落地の屋敷林や生垣、背景となる農地、森林、河川などは、本市の特徴的な農の風景を形成していることから、これらの緑を守る必要があります。
- 景観や樹容が優れている樹木は、まちのシンボルや良好な景観を形成していることから、保全する必要があります。
- 地域の良好な景観を創出するため、公共公益施設や民有地を含めた緑化を推進していく必要があります。

第3章 緑の将来像と基本方針

1 将来像と基本方針の設定

(1) 将来像の設定

本市は、小笠山丘陵地、宇刈丘陵地、磐田原台地に囲まれ、市内には太田川や原野谷川などが流れています。市街地の周辺には農地が広がり、市の南部には浅羽海岸に沿ってクロマツ林が続くなど、豊かな自然に恵まれています。

また、民有地や公共公益施設における緑や街路樹は、まちにうるおいを与え、美しい景観を形成しています。

しかしながら、市街地整備や開発行為などによって、緑は徐々に減少傾向にあるため、市民・企業・行政が一体となって、緑を保全・創出し、次世代へ継承していくことが求められています。

このようなことから、緑の将来像を次のとおり定めます。

緑の将来像

みんなで育てる
緑豊かな健康文化都市
ふくろい

(2) 基本方針の設定

本市における緑の将来像を実現するため、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

歴史と文化を育む、豊かな緑の保全

本市の歴史や文化を育んできた、豊かな自然環境を形成する海岸、河川、農地、森林、寺社・史跡などの緑の保全に努め、豊かな自然環境を次世代へと継承していくことを目指します。

ゆとりとうるおいのある生活環境をつくる緑の創出

市民にとって身近な公園や広場の創出、宅地における緑化の推進を図り、地域全体でゆとりとうるおいのある良好な生活環境の向上を図ります。

また、公園、河川、公共公益施設などの緑地空間を結ぶ緑のネットワークの形成を目指します。

緑をみんなで育てる、協働のまちづくり

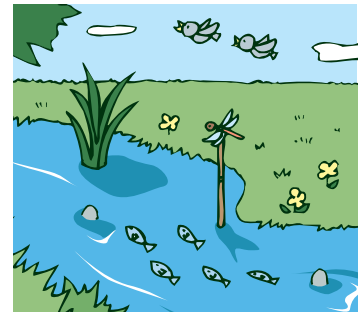
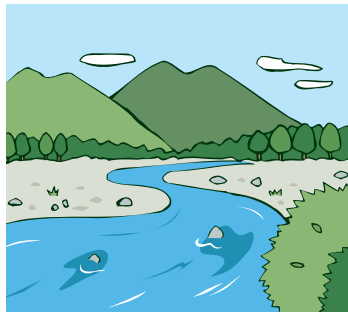
緑の保全、創出を推進するために緑の大切さを理解し、市民・企業・行政が協働で緑を守り育てるための活動を進めます。

第4章 緑の配置方針

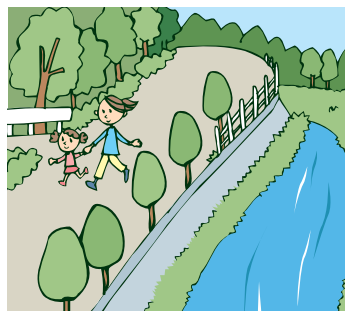
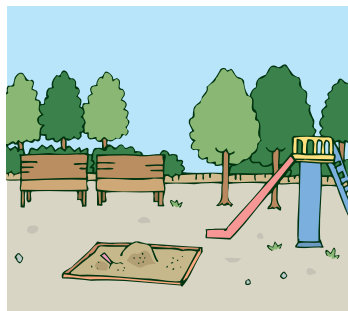
1 緑の配置の視点

緑は、環境、レクリエーション、防災、景観の4つの機能を有しているため、機能別の緑の配置の視点を次のとおり定めます。

環境機能の配置の視点	骨格となる緑
	生活環境の維持向上のための緑
	環境負荷の軽減のための緑
	生態系の保全のための緑



レクリエーション機能の配置の視点	日常圏のレクリエーションのための緑
	広域圏のレクリエーションのための緑
	ネットワーク機能を持つ緑
	自然とのふれあいのための緑

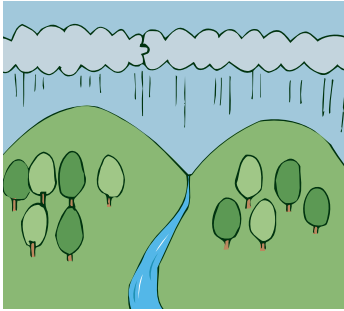


防災機能の配置の視点

災害を未然に防止するための緑

災害に強い都市構造のための緑

防災活動のための緑

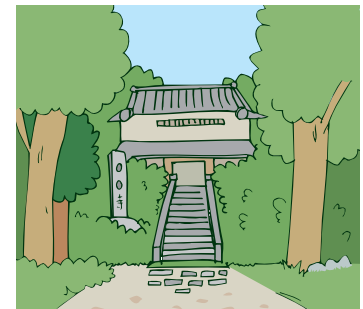
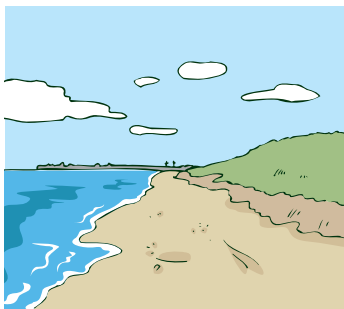


景観機能の配置の視点

市の代表的な景観を形成する緑

地区の良好な景観を形成する緑

歴史的、文化的な景観を形成する緑



2 機能別の配置方針

(1) 環境機能から見た配置の方針

環境機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

ア 骨格となる緑

海岸、河川、農地、森林は、豊かな自然を形成する市の骨格となる緑として保全します。

イ 生活環境の維持向上のための緑

公園緑地、宅地、公共公益施設の植栽、道路の街路樹は、快適な生活環境を維持向上する緑として緑化を推進します。

ウ 環境負荷の軽減のための緑

森林、農地や宅地、公共公益施設の植栽、道路の街路樹は、排出される二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の抑制など、市民生活によって発生する環境負荷の軽減を図る緑として保全と緑化を推進します。

エ 生態系の保全のための緑

海岸、河川、農地、森林は、動植物の生息地になっており、生態系を守るための緑として保全します。



環境機能から見た配置方針図



(2) レクリエーション機能から見た配置の方針

レクリエーション機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

ア 日常圏のレクリエーションのための緑

市民が身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園、農村公園、寄付公園やコミュニティ広場などについて、誘致距離を考慮して配置します。

また、市民の憩いの場や地域行事の中心となる広場や鎮守の杜についても、保全します。

イ 広域圏のレクリエーションのための緑

市内外から多くの人を訪れる、小笠山総合運動公園、愛野公園、（仮称）サンサーラいごおか公園、久野城址公園を配置するとともに、遠州三山と周辺の緑を広域圏のレクリエーションのための緑として保全します。

ウ ネットワーク機能を持つ緑

河川の堤防、公園緑地、公共公益施設、観光資源などを結ぶ緑道や歩行者・自転車道などは、散策やウォーキングなどができるネットワーク機能を持つ緑として配置します。

エ 自然とのふれあいのための緑

森林、海岸、河川、農地など自然とふれあい、体験し、学ぶことのできる緑を保全し活用します。

レクリエーション機能から見た配置方針図



(3) 防災機能から見た配置の方針

防災機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

ア 災害を未然に防止するための緑

防風・防砂や塩害を未然に防ぐ浅羽海岸のクロマツ林や、土砂の流出や降雨の一時的な貯留を図る森林、農地は、災害を未然に防止する緑として保全します。

イ 災害に強い都市構造のための緑

公園緑地や公共公益施設の植栽、道路の街路樹の緑は、火災による延焼拡大防止や災害発生時の一時的な避難地として、被害の拡大や軽減を図る緑として配置します。

ウ 防災活動のための緑

公園緑地は、救助、救援、復旧など防災活動の拠点となる緑として配置します。



防災機能から見た配置方針図



(4) 景観機能から見た配置の方針

景観機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

ア 市の代表的な景観を形成する緑

森林、海岸、河川、農地は、市の代表的な景観を形成する緑として保全します。

イ 地区の良好な景観を形成する緑

公園緑地、宅地や公共施設の植栽、道路の街路樹は、地区の良好な景観を形成する緑として、緑化を推進します。

また、農地や集落地の生垣、屋敷林や鎮守の杜についても、一体として地区の良好な景観を形成する緑として保全します。

ウ 歴史的、文化的な景観を形成する緑

遠州三山周辺の森林や、旧東海道の松並木などは、歴史的、文化的な景観を形成する緑として保全します。



景観機能から見た配置方針図



3 ゾーン別の配置方針

本市の地形や土地利用の状況などから4つのゾーンに分類し、ゾーン別の緑の配置方針を次のとおり定めます。

(1) 丘陵地ゾーン

小笠山丘陵地、宇刈丘陵地、磐田原台地を丘陵地ゾーンとして配置します。

丘陵地ゾーンは、森林や茶畑などが広がり多様な機能を有しています。開発との調和を図りながら、恵まれた自然環境を保全します。

(2) 田園ゾーン

平野部の美しい田園が広がる地域を田園ゾーンとして配置します。

田園ゾーンには、集落地の屋敷林や生垣、点在する鎮守の杜も見られ、農の風景を形成するこれらの緑を保全します。

(3) 水辺ゾーン

太田川、原野谷川等の河川緑地や浅羽海岸周辺の地域を水辺ゾーンとして配置します。

水辺ゾーンには、河川堤防の桜や草花、都市緑地の芝生、クロマツ林などが見られ、自然豊かでうるおいを与えるこれらの緑を保全します。

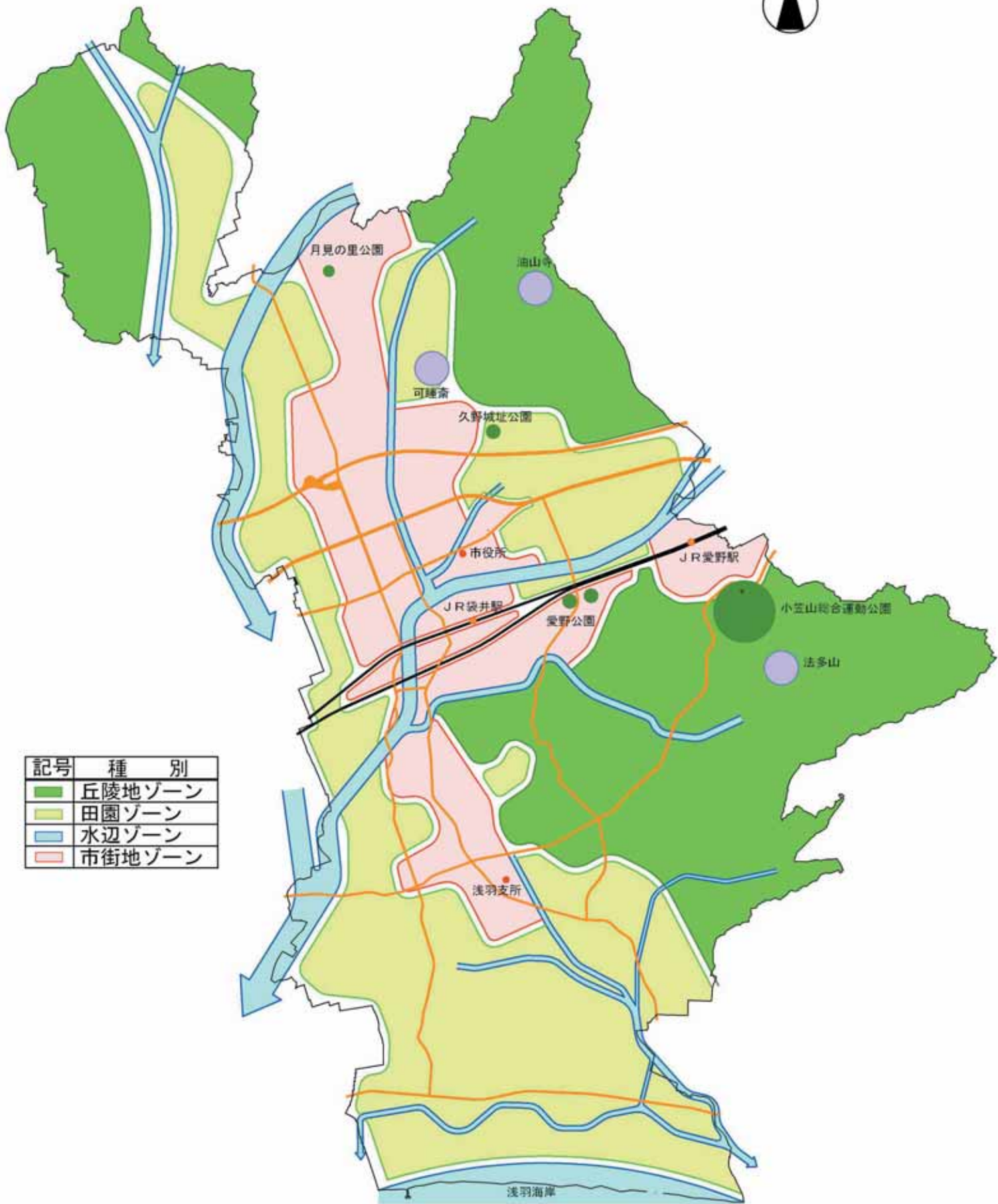
(4) 市街地ゾーン

住宅地、商業、業務地などの既存市街地と、今後、拡大が見込まれる地域を市街地ゾーンとして配置します。

市街地整備とあわせて公園緑地の整備を進めるとともに、公共公益施設や道路、民有地において緑化を推進します。



ゾーン別の配置方針図



記号	種別
■	丘陵地ゾーン
■	田園ゾーン
■	水辺ゾーン
■	市街地ゾーン

第5章 緑の目標水準

1 目標水準の設定

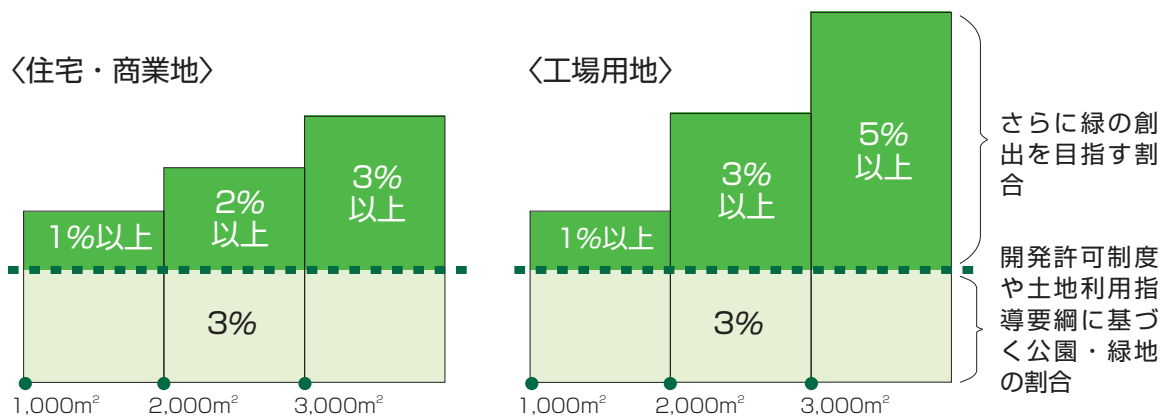
本市は緑豊かな自然環境に恵まれており、市民1人あたりの公園面積は充足しています。

しかしながら、本市における農地や森林の緑は、市街地整備や宅地開発によって減少傾向にあります。こうしたことから、緑の保全と創出に努めていくことが重要です。

今後、緑化に関する意識の醸成や様々な制度の活用を図りながら、市民・企業・行政が協力し、それぞれの主体的な取り組みによって緑を保全・創出するため、次のとおり目標水準を設定します。

(1) 開発における緑化の目標

1,000m²を超える開発を行う場合、都市計画法に基づく開発許可制度や市の土地利用指導要綱に基づき、対象となる面積の3%を公園や緑地として確保するとともに、壁面・屋上緑化、地区計画や緑地協定の締結、オープンスペースの整備など、多様な手法によってより多くの緑を創出していくことを目指します。



※ 工場立地法や森林法等に基づく緑地確保の基準が、本計画の緑化の目標量を上回る場合は、より高い基準を適用します。



開発における緑化の例

〈公園や緑地の確保〉



寄付公園



共同住宅の植栽



工場の植栽

〈多様な手法による緑の創出〉



屋上緑化



壁面緑化



緑化ブロックによる
駐車場の緑化

(2) 公園緑地の整備目標

公園緑地の整備を次のとおり推進します。

年度	平成17年	平成27年	平成37年
全体	28.4m ² /人	30.6m ² /人	30.9m ² /人
身近な公園緑地	7.8m ² /人	10.1m ² /人	11.2m ² /人

※身近な公園緑地…住区基幹公園、都市緑地、緑道、都市公園に準じる公園



浅羽中央公園



上貫名せせらぎ公園

第6章 施設緑地の整備と地域制緑地の指定

1 施設緑地の整備

本市の都市公園の住民1人あたりの面積は充足しています。公園や広場等の施設緑地については、必要性や位置付けを十分検証したうえで、効果的で効率的な整備を行います。

(1) 市民に身近な公園や利用しやすい広場

子供たちの身近な遊び場や高齢者の憩いの場として利用される身近な公園や広場については、誘致距離を考慮して整備を進めます。

- 土地区画整理事業など市街地整備の推進に伴う街区公園の整備を進めます。
- 既存の公園や広場の施設の充実を図り、公園機能を高めます。
- 市民緑地の指定など、借地による公園緑地や広場等の整備を進めます。

(2) 主要な都市公園等

既に設置された都市公園やコミュニティ広場等の整備状況を踏まえながら、主要な都市公園等の整備を進めます。

(3) 治水対策と連携した公園緑地等

雨水の一時貯留や流出抑制を図り、洪水被害を防止するため、治水対策と連携した公園緑地等の整備を進めます。

- 遊水池機能を有する公園緑地の整備を進めます。
- 丘陵地については、保水機能を高めるため、自然緑地の整備に努めます。



主要な都市公園等

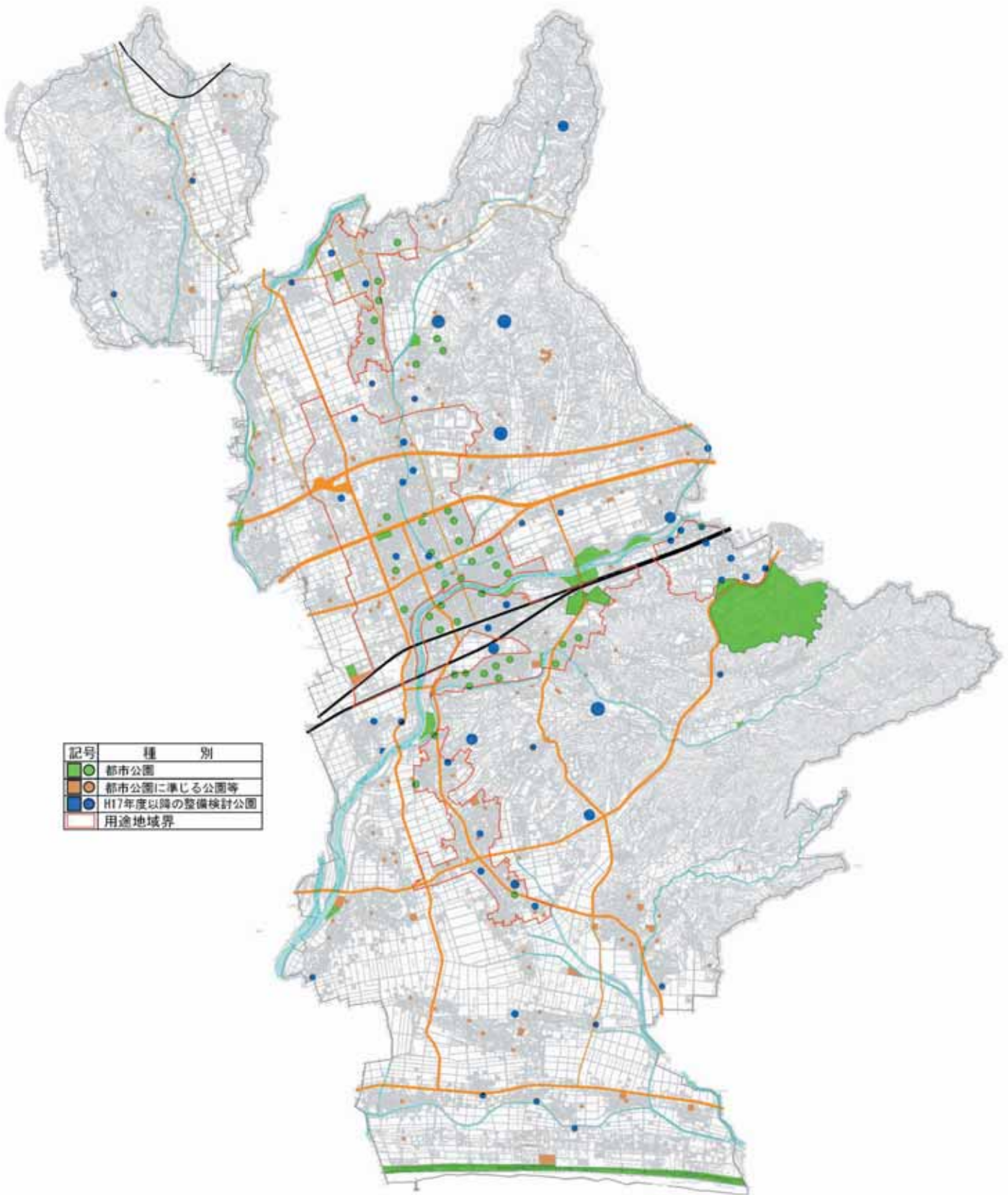
区分	名称	規模 (ha)			
		平成17年	平成27年	平成37年	
公園 緑地	都市公園	堀越公園	1.4	→	
		可睡の杜公園	1.8	→	
		月見の里公園	1.5	→	
		愛野公園	12.9	→	
		小笠山総合運動公園	158.0	→	
		原野谷川スポーツ公園	5.5	→	
		原野谷川親水公園	6.5	→	
		田原緑地	3.2	→	
		めだか公園	1.8	→	
		虹のささやき公園	2.4	→	
		かわせみ公園	2.1	→	
		広岡河川公園	7.4	→	
		小野田河川公園	2.3	→	
		かけはし公園	1.6	→	
		二瀬公園	1.9	→	
		あけぼのふれあい公園	4.4	→	
		豊沢の丘公園		2.2	→
		久野城址公園		5.1	→
		(仮称)大日ほたるの里公園		6.0	→
		(仮称)サンサーラいごおか公園		4.7	→
		上貫名せせらぎ公園		3.8	→
		駅南地区の公園			3.5
	村松地区の公園		未定		
	浅羽海浜公園		未定		
	都市公園に 準じる公園	コミュニティ広場（8箇所）	6.1	→	
		(仮称)春岡多目的広場		4.9	→
		三川地区の公園		2.0	→
	その他の施設緑地	上田町グラウンド	1.4	→	
浅羽球技場		1.9	→		
アクアパーク浅羽		1.5	→		
千鳥ヶ谷池周辺の緑地		1.5	→		
浅羽エントランス広場			0.7	→	
諸井里山遊水池公園			1.4	→	
墓地公園			未定		

※ 平成17年までに整備された都市公園等は、平成17年欄に整備済面積を記載した。

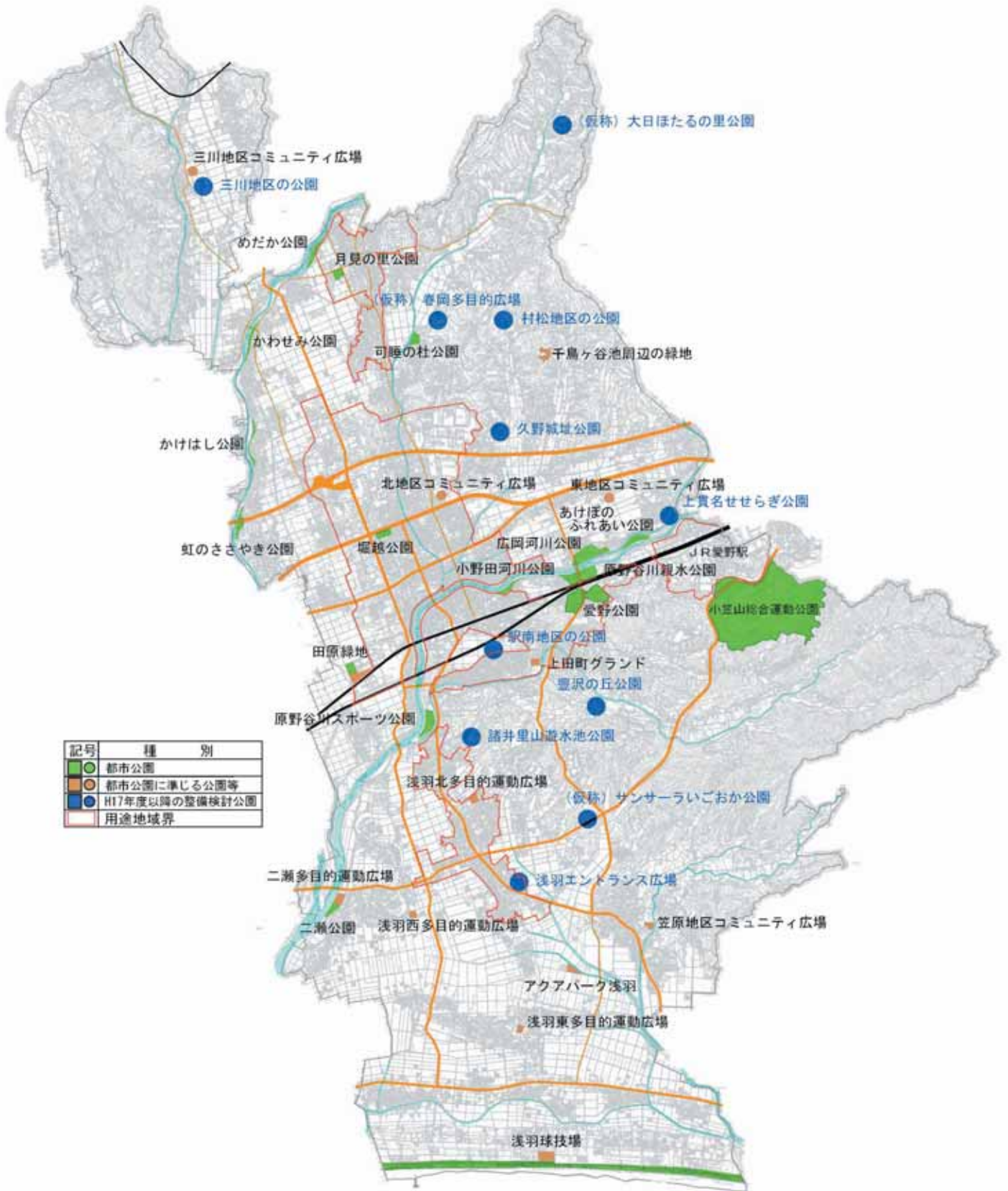
※ 構想段階や整備年度が定まっていないものは、面積を「未定」と記載した。



施設緑地の配置方針図



 主要な都市公園等の配置方針図



2 地域制緑地の指定

本市における豊かな自然を保全し、法や協定などによる地域制緑地の指定や検討を進めます。

(1) 指定されているもの

ア 法によるもの

現在、市内には、法によって建築や開発が厳しく制限されている県立自然公園、保安林、河川区域、農用地区域内農地が指定されており、緑が保全されています。今後もこれらの指定を引き続き行います。

イ 協定によるもの

地区内の良好な環境の形成を図るため、地区計画による生垣の設置や、緑地協定の締結による緑地の保全・創出が行われています。今後もこうした制度の活用を推進します。

また、一定規模を超える住宅地や工場用地の開発行為等についても、緑地の確保を進めます。

(2) 指定を検討するもの

ア 風致地区

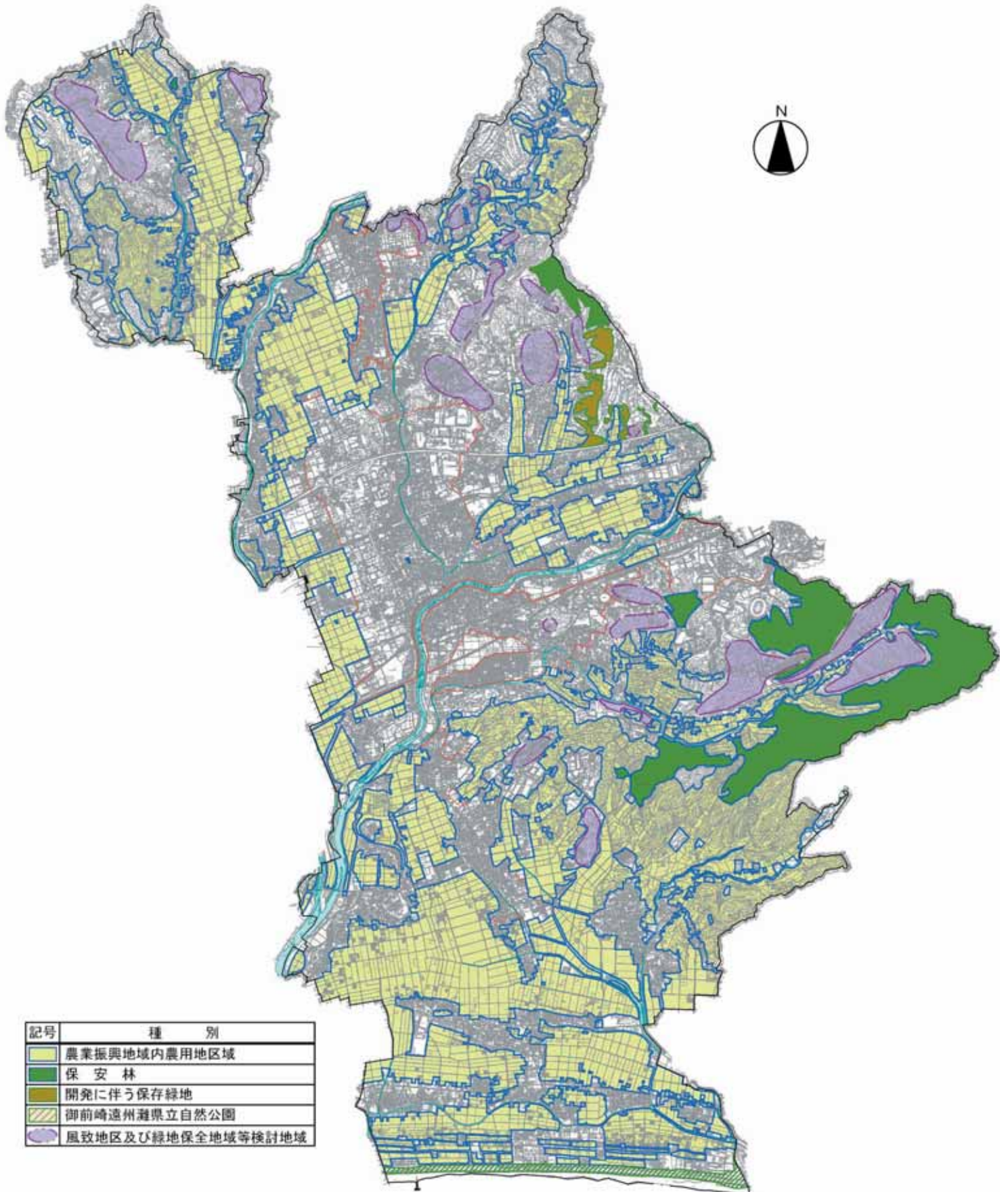
風致地区は、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地において、良好な自然景観を維持するために定められます。

美しい自然や良好な景観と調和のとれた土地利用を図るため、風致地区の指定を検討します。

イ 緑地保全地域、特別緑地保全地区

緑地保全地域及び特別緑地保全地区は、無秩序な市街化や災害の防止、住民の健全な生活環境の確保、歴史的又は文化的意義を有する緑地について保全を図るために定められます。

住宅地に接する良好な住環境を形成する緑地や、山の稜線を遠望できる丘陵地、伝統的・文化的な緑地について、緑地保全地域等の指定を検討します。


 地域制緑地指定検討図


第7章 施策の展開

1 施策の体系図

みんなで育てる
緑豊かな健康文化都市
ふくろい

歴史と文化を育む、豊かな緑の保全

森林の保全

- まとまりのある森林の保全
- 森林の整備
- 森林の活用

海岸の緑の保全

- クロマツ林の保全と再生
- 貴重な植物の保全
- 海岸の活用

河川の緑の保全

- 美しい河川の保全
- 桜並木や草花の保全

農地の保全

- 優良な農地の保全
- 農地の活用

歴史的・文化的な緑の保全

- 寺社と史跡の緑の保全
- 重要な樹木の保全

ゆとりとうるおいのある生活環境をつくる緑の創出

公園緑地の整備

- 安全で快適な公園緑地の維持管理
- 魅力ある公園緑地の整備
- 防災機能の充実
- 市民緑地制度の活用
- 公園緑地の利用促進

まちの緑化

- 公共公益施設の緑化
- 宅地の緑化
- 道路の緑化

緑のネットワークの形成

- 日常的な移動のためのネットワークの形成
- 健康づくりとレクリエーションのためのネットワークの形成

緑をみんなで育てる、協働のまちづくり

協働のための制度の充実

- 保全・緑化活動のための支援
- 普及啓発活動の推進

2 施策の方針

(1) 歴史と文化を育む、豊かな緑の保全

ア 森林の保全

本市の周辺に位置する丘陵地には森林が広がり、市街地や集落地の近くには里山がみられ、市民が身近に自然とふれあう場になっています。

森林の持つ多様な緑の機能を活用し、保全と整備に努めます。

(ア) まとまりのある森林の保全

豊かな森林を次世代へ継承するため、法制度の活用などによって、まとまりのある森林の保全に努めます。

- 風致地区、緑地保全地域等の検討
- 周辺環境に配慮した開発指導

(イ) 森林の整備

二酸化炭素の吸収や保水機能など、森林の持つ多様な機能を維持するため、間伐、枝打ち、植林等を推進し、森林の整備を推進します。

- 森の力再生事業の利用促進
- ボランティア団体等による森林の整備活動の推進

森の力再生事業

森林組合、NPO、地域団体等が、整備が困難で荒廃している公益性の高い森林を所有者に代わって整備する制度で、費用は補助金として県から交付されます。

財源は、「森林(もり)づくり県民税」で、市では、事業のPR活動などを通じて、森林の再生を進めます。



事業によって光が入り再生した森林(島田市)

(ウ) 森林の活用

森林の保全活動などを通じて、森林が持つ多様な役割の理解を深めます。

- 森林とふれあう場や自然遊歩道などの整備
- 自然体験や環境学習の場の活用

イ 海岸の緑の保全

浅羽海岸は、海岸沿いにクロマツ林が広がり、美しい景観を形成しています。

また、砂浜には貴重な植物が生息し、市民が自然とふれあうレクリエーションの場として利用されていることから、海岸の緑の保全に努めます。

(ア) クロマツ林の保全と再生

クロマツ林を保全するとともに、再生のための植樹・維持管理活動を推進します。

- マツクイムシの被害防止事業
- グリーンウエーブキャンペーン事業



グリーンウエーブキャンペーン事業

浅羽海岸のクロマツ林をよみがえらせる取り組みとして、市民や企業の参加のもと、クロマツの植樹や草刈りなどの活動を行っています。

平成17年から5年間で、約17,300本の抵抗性クロマツを植樹し、良好な景観形成や防風、防砂機能の向上を図ります。



植樹活動

(イ) 貴重な植物の保全

砂浜に自生するハマボウフウ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ等の貴重な植物の保全に努めます。

- 貴重な植物を保全する場の確保
- 保全活動団体の支援



学校によるハマボウフウの保全

(ウ) 海岸の活用

ふるさとの美しい自然に対する意識づくりを進めるため、クロマツ林、貴重な植物の保全活動や自然学習など、海岸の活用を図ります。

ウ 河川の緑の保全

市内を流れる河川は、やすらぎとうるおいを与え、良好な景観を形成しています。

また、桜並木の散歩道やホテルなどの生息地にもなっていることから、河川の緑の保全に努めます。

(ア) 美しい河川の保全

良好な景観や環境を形成するため、美しい河川を保全します。

- 自然河岸の緑の保全
- 河川愛護事業
- リバーフレンドシップ事業
- 特定外来種の植物の拡散防止



河川愛護活動（川井地区）

(イ) 桜並木や草花の保全

堤防の桜並木や四季折々に咲く草花を保全します。

- 苗木育成事業
- 薬剤散布事業
- さくらマップの作成



前川の桜並木

エ 農地の保全

平野部に広がる水田と丘陵地の茶畑は、優れた田園景観を形成し、子供たちの体験学習の場にもなっています。

優良な農地を保全するとともに、農地の活用を推進します。

(ア) 優良な農地の保全

農業振興地域内の農地など優良な農地の保全に努めます。

- 農地や農業用水等の保全管理の推進
- 農地転用許可制度の適切な運用
- 耕作放棄地の再生利用

(イ) 農地の活用

市民農園の整備や景観作物の栽培などにより農地を活用します。

- 市民農園の整備
- 市民農業講座の開催
- 農業体験学習の実施
- 景観作物の栽培



ヒマワリ畑（三川地区）

オ 歴史的・文化的な緑の保全

市内には、寺社・史跡の緑や旧東海道の松並木など、歴史的・文化的な趣きを感じさせる緑が見られます。

周辺地域も含め、景観に配慮した緑の保全に努めます。

(ア) 寺社と史跡の緑の保全

寺社と史跡周辺の緑の保全に努めます。

- 四季折々の草花のPR活動の推進
- 伝統行事における草花の保全・伝承
- 風致地区等の検討



法多山の厄除ほおすき市

(イ) 重要な樹木の保全

景観や樹容に優れた樹木は、重要な樹木（樹林地）として保全します。

- 景観重要樹木の指定
- 名木古木の指定
- 天然記念物の指定



三川小学校の松並木

(2) ゆとりとうるおいのある生活環境をつくる緑の創出

ア 公園緑地の整備

公園緑地は、周辺にゆとりとうるおいを与えるとともに、レクリエーションや防災活動の拠点になります。

市民が安全に利用し、魅力ある公園緑地の整備を進めます。

また、公園緑地の防災機能の充実や、市民緑地制度の活用を進めます。

(ア) 安全で快適な公園緑地の維持管理

市民の協力を得ながら、安全で快適に利用できる公園緑地の維持管理を行います。

また、公園施設の老朽化などに対応し、公園緑地の改修・再整備を図ります。

- 遊具の安全管理の推進
- バリアフリーに対応した公園施設の整備の推進
- 公園愛護事業
- 公園施設長寿命化計画の策定



公園愛護事業

(イ) 魅力ある公園緑地の整備

既存の地形や植生などの自然を生かし、地域に愛され魅力ある公園緑地の整備を進めます。

- 景観に配慮した植栽や樹木の管理
- 郷土種の植栽、間伐材・リサイクル製品の活用
- 大型複合遊具の設置
- 健康遊具の設置
- 市民参加による公園づくりの推進



大型複合遊具（豊沢の丘公園）

(ウ) 防災機能の充実

公園緑地は、防災活動の拠点となることから、防災機能の充実を図ります。

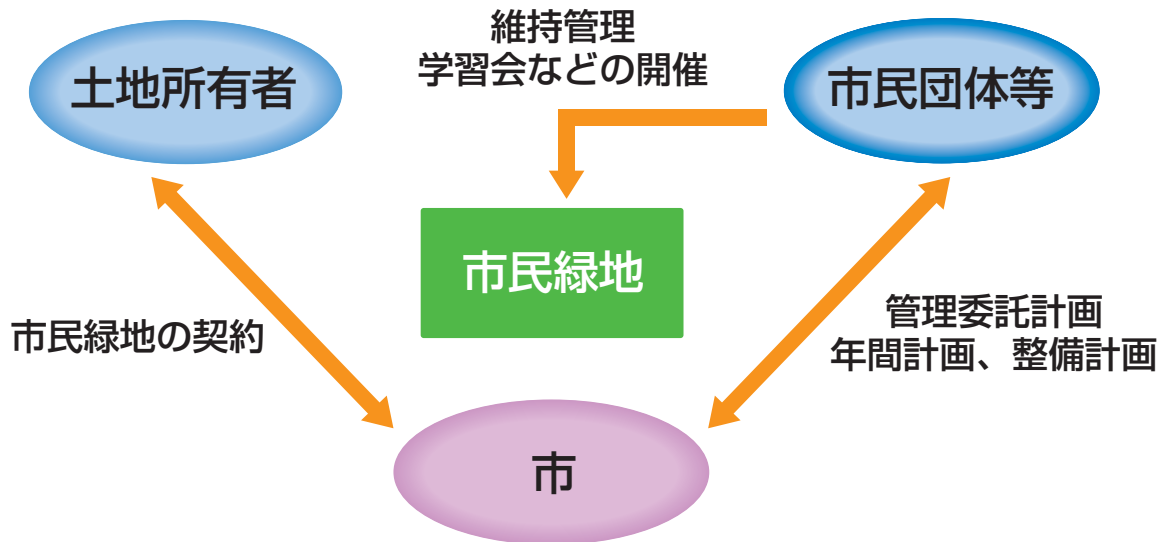
- 遊水池や雨水貯留槽の設置
- 耐震性防火水槽や防災倉庫の設置
- 火災延焼防止となる樹木や植栽の設置

(エ) 市民緑地制度の活用

市民緑地制度は、市と土地の所有者が契約を締結し、住宅地の空きスペースや森林を市民緑地として、広く市民が利用できるようにする制度です。

ボランティア団体などが、管理や様々な事業を企画することで、市民緑地の魅力を高めます。

今後、市民や企業からの協力を得ながら、市民緑地制度を活用した公園緑地の整備を進めます。



〈住宅地を活用した事例〉



〈森林を活用した事例〉



提供 (財) 世田谷トラストまちづくり

(オ) 公園緑地の利用促進

公園緑地の場所や魅力を広く周知し、利用促進を図ります。

- 公園緑地と公園施設のPRの推進
- 公園マップの作成
- 小笠山総合運動公園の施設利用補助制度

イ まちの緑化

公共公益施設や道路の街路樹、宅地の緑は、うるおいあるまちの景観を創出しています。緑化に対する理解を図りながら、法制度や補助制度を活用し、まち全体の緑化を進めます。

(ア) 公共公益施設の緑化

多くの市民が利用する公共公益施設は、市民の模範になるように緑化の推進に努めます。

- 景観に配慮した樹木や植栽の管理
- シンボルツリーや高木の植栽、施設周辺部の緑化推進
- 屋上緑化、壁面緑化等の推進
- 幼稚園、保育園の園庭の芝生化



市役所のグリーンカーテン

(イ) 宅地の緑化

うるおいあるまちなみの形成を図るため、市民・企業の協力による民有地の緑化を推進します。

また、一定規模の面積を超える開発においては、公園や緑地の確保と緑の保全・創出に努めます。

- 生垣や屋敷林の保全
- 生垣づくり補助制度
- 屋上緑化・壁面緑化等の推進
- 開発行為等における緑の確保
- 地区計画や緑地協定による緑化推進



企業の緑化（愛野地区）



生垣づくり補助制度

新たに生垣をつくる方で、一定の大きさのものに該当する場合は、樹木購入費の補助金を交付します。



(ウ) 道路の緑化

うるおいある沿道景観を創出するため、街路樹や花壇による道路の緑化を進めます。

- 景観に配慮した樹木や植栽の管理
- 街路樹愛護事業
- ボランティア・サポート・プログラム
- アダプトロードプログラム



花壇の緑化



街路樹愛護事業

街路樹愛護会は、市道の街路樹を維持管理する団体で、街路樹や植栽の剪定、消毒、草とり、施肥を行っています。

市は、愛護会に対して、資機材の提供や報奨金の交付などを行います。

ウ 緑のネットワークの形成

河川の堤防、街路樹のある歩道、緑道などの緑を感じながら移動できる空間を緑のネットワークとして位置付け、その形成に努めます。

(ア) 日常的な移動のためのネットワークの形成

通勤、通学や買い物など、日常的な緑の移動空間として、緑のネットワークの形成に努めます。

(イ) 健康づくりとレクリエーションのためのネットワークの形成

ウォーキングコースやサイクリングロードなど、緑を感じながら健康づくりやレクリエーション活動ができる緑のネットワークの形成に努めます。

(3) 緑をみんなで育てる、協働のまちづくり

ア 協働のための制度の充実

緑を保全、創出するためには、市民・団体・企業・行政が一体となって取り組むことが重要です。こうした取組を促進するため、支援や普及活動によって参加しやすい環境づくりを進めます。

(ア) 保全・緑化活動のための支援

市民・団体・企業による緑の保全・緑化活動を支援をします。

- 花の種や苗の配布
- 維持管理に必要な資機材の貸出し
- 剪定枝・落ち葉などの清掃活動の支援や木質バイオマス利活用の推進
- 緑化講座の開催
- 緑化の手引きの作成



緑化講座

ふくろい花工場

花工場は、市内に9箇所あり、市民ボランティアによって、年間約17,000の花の苗を生産しています。この苗は、花の会や老人クラブ等の地域団体を通じて、公民館、学校、道路、花壇などに植えられ、美しいまちづくりに貢献しています。



三川花工場

花工場

三川花工場	南町花工場
春岡花工場	宝野花工場
山科花工場	笠原花工場
西花工場	浅羽北花工場※
東花工場	浅羽南花工場

※平成22年4月設置予定

(イ) 普及啓発活動の推進

コンクールや表彰制度を実施し、市民・団体・企業の取組事例を紹介するなど、緑に関する情報を発信し、普及啓発活動を推進します。

- ホームページの充実
- 公園マップの作成
- 花いっぱいコンクールの実施
- 優れた取組を行う団体、事業所の表彰や紹介
- 市の木、市の花普及事業



花いっぱいコンクールの表彰

第8章 地域別の緑



1 北部地域

北部地域は、磐田原台地や宇刈丘陵地に囲まれ、敷地川、太田川、宇刈川沿いに茶畑や田園が広がっています。

これらの美しい自然を背景に、月見の里学遊館や商業施設を中心としたにぎわいとうるおいのあるまちづくりが進められている地域です。

(1) 地域の緑の方向性

ア 美しい自然景観の保全

- 磐田原台地、宇刈丘陵地の森林や敷地川、太田川、宇刈川の緑、三川、今井、宇刈地区に広がる田園を保全します。

イ 月見の里学遊館周辺の緑化推進

- 地区の良好な景観づくりに向け、月見の里学遊館と周辺の沿道緑化を推進します。

ウ 宅地の緑化推進

- うるおいある住宅地の景観を創出するため、月見里地区計画、春岡地区計画による生垣の設置や可睡の杜の緑地協定による緑化を推進します。
- 住宅地や事業所、公共公益施設の敷地内における緑化を推進します。
- 集落地における生垣や屋敷林、点在する鎮守の杜の保全に努めます。
- 主要幹線道路を中心に、街路樹の設置や育成に努めます。
- 土地区画整理事業による公園整備と緑豊かなまちづくりを推進します。
- 市民緑地制度の活用などにより、公園整備を推進します。

エ 緑のネットワークの形成

- 敷地川、太田川、宇刈川は、緑のネットワークの形成に努めます。
- (都) 月見の里線及び月見の里東通り線は、うるおいある緑の移動空間として確保します。


 北部地域


(2) 地域における主な活動

活動名称	活動団体
河川愛護事業	各自治会
リバーフレンドシップ	友永自治会、春岡自治会、今井小学校・いまい保全の会、社会福祉法人明和会 あきは寮
街路樹愛護活動	NPOくらし・街づくり環境美化活動の会
農地・水・環境保全向上対策事業	三川地区農地・水・環境対策推進協議会、いまい保全の会、沖山梨つぼみの田んぼ、下山梨環境保全の会、春岡保全の会、宇刈三澤水と緑の会、中村保全の会、大日ほたるの里環境保全会、馬ヶ谷緑化の会



中央北地域

中央北地域は、市街地の周辺に宇刈丘陵地や田園が広がり、可睡斎、油山寺などの寺社や、旧東海道沿いの松並木などがみられます。

これらの歴史的・文化的資源の魅力を高め、農業、工業及び商業のバランスが保たれたにぎわいと活力あるまちづくりが進められている地域です。

(1) 地域の緑の方向性

ア 美しい自然景観の保全

- 市街地から遠望できる宇刈・村松地区の丘陵地の森林や、宇刈川、原野谷川、油山川、沖之川などの緑、袋井西・袋井東地区の水田の保全に努めるとともに、県の水辺百選に選ばれた千鳥ヶ谷池周辺の緑を保全します。
- 歴史的な資源である可睡斎、油山寺、富士浅間宮とその周辺の緑を保全します。

イ 宅地の緑化推進

- うるおいある住宅地の景観を創出するため、堀越地区計画、上川原地区計画、久能向地区計画、田原集落地区計画による生垣の設置を推進します。
- 住宅地や事業所、公共公益施設の敷地内における緑化を推進します。
- 主要幹線道路を中心に、街路樹の設置や育成に努めます。
- 土地区画整理事業による公園整備と緑豊かなまちづくりを推進します。
- 市民緑地制度の活用などにより、公園整備を推進します。

ウ 緑のネットワークの形成

- 旧東海道沿いの松並木を保全するとともに、どまん中茶屋や一里塚、宿場公園、寺社などの沿道の緑化を進めます。
- 宇刈川、原野谷川、油山川、沖之川などは、緑のネットワークの形成に努めます。
- (都) 新池堀越線、方丈新屋緑道などは、うるおいある緑の移動空間として確保します。



中央北地域



(2) 地域における主な活動

活動名称	活動団体
河川愛護事業	各自治会
リバーフレンドシップ	本町自治会、下新池自治会、松袋井自治会、彦島自治会、新池桜管理組合
フラワーボランティア制度	田町自治会、泉町自治会、葵町自治会、旭町自治会
街路樹愛護活動	あけぼの会、葵町自治会弥生会奉仕団
しずおかアダプトロードプログラム	(株)ダイドービバレッジ静岡
ボランティア・サポート・プログラム	市民環境ネットふくろい
農地・水・環境保全向上対策事業	土橋水と緑を守る会、木原なわて会、田原環境保全の会、ひがし水土里の会

中央地域

中央地域は、袋井駅と愛野駅を中心に市街地が形成され、小笠山丘陵地には、美しい茶畑が広がっています。

法多山や小笠山総合運動公園、静岡理科大学などを生かし、多くの人々が交流し、にぎわいと活力にあふれたまちづくりが進められている地域です。

(1) 地域の緑の方向性

ア 美しい自然景観の保全

市街地の背景となる小笠山丘陵地の森林や、原野谷川、小笠沢川、法多沢川などの緑、豊沢地区の茶畑を保全します。

歴史的な資源である法多山とその周辺の緑を保全します。

イ 袋井駅及び愛野駅周辺の緑化推進

駅前広場は、市の玄関口としてシンボル性の高い良好な緑の景観づくりを推進します。

商業地は、美しい街路樹や店先のプランター設置など、民有地の緑化によって花と緑を創出します。

小笠山総合運動公園と愛野駅を結ぶ「2002メモリアルロード」は、モニュメントと調和した花と緑あふれる景観づくりを進めます。

ウ 宅地の緑化推進

うるおいある住宅地の景観を創出するため、掛之上地区計画、祢宜弥地区計画、上石野地区計画による生垣の設置や、高尾台緑地協定による緑化を推進します。

住宅地や事業所、公共公益施設の敷地内における緑化を推進します。

主要幹線道路を中心に、街路樹の設置や育成に努めます。

土地区画整理事業による公園整備と緑豊かなまちづくりを推進します。

市民緑地制度の活用などにより、公園整備を推進します。

エ 緑のネットワークの形成

原野谷川、小笠沢川、法多沢川などは、緑のネットワークの形成に努めます。

市役所周辺と袋井駅を結ぶルートは、バリアフリーに配慮した緑の移動空間として確保します。

 中央地域



(2) 地域における主な活動

活動名称	活動団体
河川愛護事業	各自治会
リバーフレンドシップ	砂本町自治会、レゾン袋井フットボールクラブ、菩提花の里公園づくりの会
フラワーボランティア制度	袋井駅前商店街協同組合、西通自治会、東通自治会
しずおかアダプトロードプログラム	袋井駅前商店街協同組合、西通自治会、東通自治会、袋井桜を育てる会



中央南地域

中央南地域は、県道袋井大須賀線及び県道磐田掛川線沿いに市街地が形成され、周囲を小笠山丘陵地と田園に囲まれています。

また、健康・文化の交流拠点として、メロープラザ周辺の整備が進められており、魅力と活力あふれるまちづくりが進められている地域です。

(1) 地域の緑の方向性

ア 美しい自然景観の保全

- 市街地から遠望できる小笠山丘陵地の森林や、太田川、弁財天川、三沢川などの緑、笠原地区の茶畑や牧草地、浅羽北・浅羽西地区の田園の保全に努めます。
- 諸井里山や笠原地区の小池の保全と活用に努めます。

イ メロープラザ周辺の緑化推進

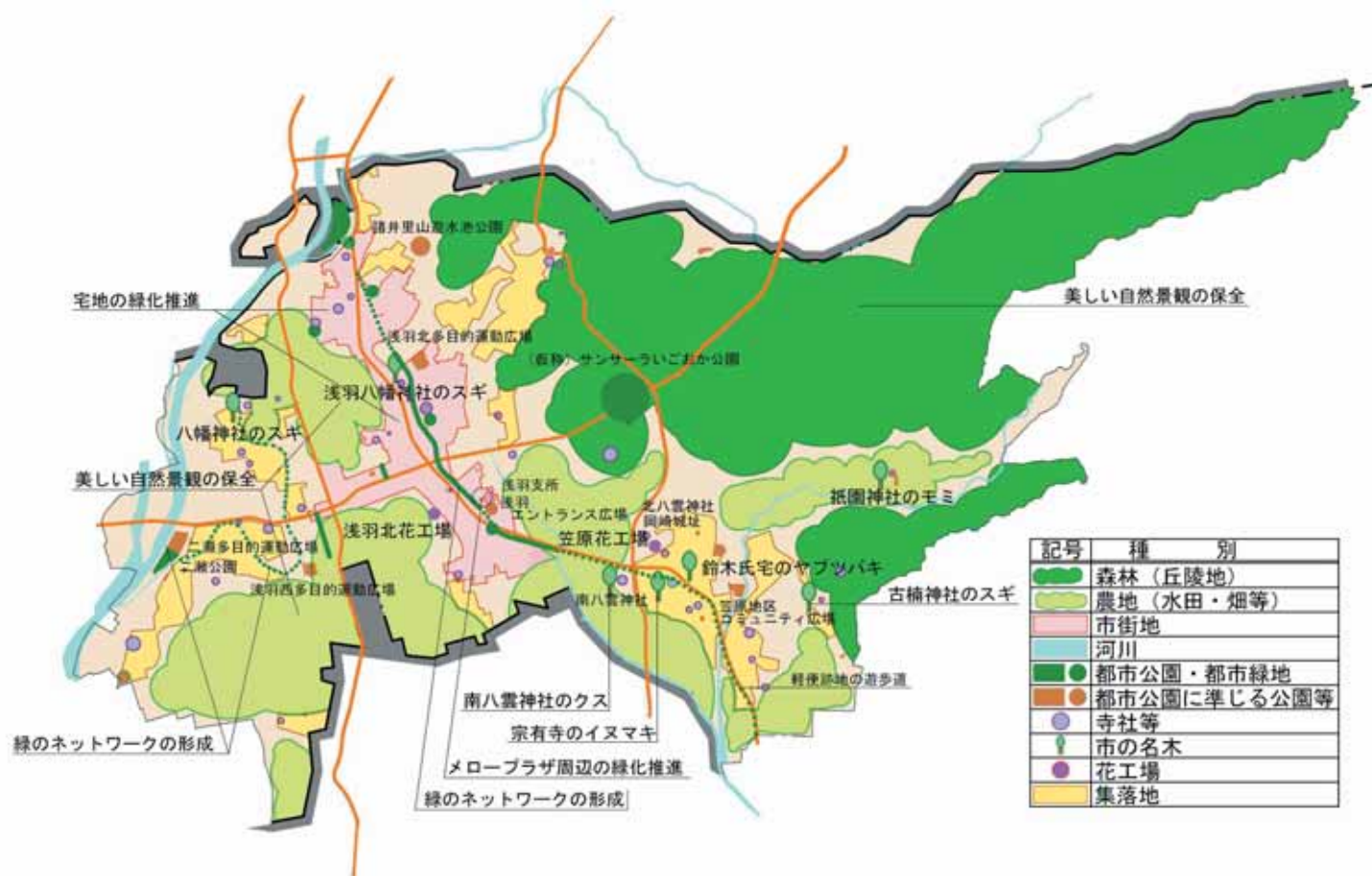
- 地区の良好な景観を創出するため、メロープラザ周辺の沿道緑化を推進します。

ウ 宅地の緑化推進

- 住宅地や事業所、公共公益施設の敷地内における緑化を推進します。
- 集落地における生垣、屋敷林や点在する鎮守の杜の保全に努めます。
- 主要幹線道路を中心に、街路樹の設置や育成に努めます。
- 地域の歴史資源の緑の保全と創出に努め、地域の魅力を高めます。
- 市民緑地制度の活用などにより、公園整備を推進します。

エ 緑のネットワークの形成

- 太田川、弁財天川、三沢川などや鳥羽野排水路に沿った遊歩道は、緑のネットワークの形成に努めます。
- 軽便鉄道跡地の遊歩道は、うるおいある緑の移動空間として確保します。


 中央南地域


（2）地域における主な活動

活動名称	活動団体
河川愛護事業	各自治会
リバーフレンドシップ	東区自治会、下区自治会、南区自治会、 三沢自治会、三輪自治会
しずおかアダプトロードプログラム	えんしゅう桜愛好会、桜ウエーブ笠原の会
農地・水・環境保全向上対策事業	一本松の会、西ヶ崎地盟会、グリーンネット笠原、 笠原三沢環境保全協議会

5 南部地域

南部地域は、広大な田園のなかに集落が点在し、長大な砂浜とクロマツ林が続く浅羽海岸は、豊かな自然とのふれあいの場となっています。

これらの田園集落や美しい浅羽海岸を次世代へ守り育て、豊かな自然と共生したうらおいと活力みなぎるまちづくりが進められている地域です。

(1) 地域の方向性

ア 美しい自然景観の保全

- 良好な田園景観を守るため、前川や弁財天川などの緑や、地域に広がる田園と点在する鎮守の杜を保全します。
- グリーンウエーブキャンペーン事業を通じ、浅羽海岸沿いのクロマツ林の保全と育成に努めます。
- ハマボウフウ、ハマヒルガオ、ハマエンドウなどの砂浜の貴重な植物を守ります。

イ 宅地の緑化推進

- 集落地における生垣、屋敷林や点在する鎮守の杜の保全に努めます。
- 事業所や公共公益施設の敷地内における緑化を推進します。
- 梅山八幡神社や地藏山、命山などの緑の保全に努め、亀の松を地域のシンボルとして育てます。
- 市民緑地制度の活用などにより、公園整備を推進します。

ウ 緑のネットワークの形成

- 前川や弁財天川は、緑の歩行者ネットワークの形成に努めます。
- 県道浜松御前崎自転車道線沿いの緑を保全します
- 家族連れ散歩道などは、うらおいある緑の移動空間として確保します。


 南部地域


(2) 地域における主な活動

活動名称	活動団体
河川愛護事業	各自治会
街路樹愛護活動	梅山自治会、西同笠自治会
農地・水・環境保全向上対策事業	東浅羽西部地区農地・水・環境対策推進協議会、 アクアネット梅山、前川清流の会、 大野緑と環境を守る会、中新田ライオン橋倶楽部

第9章 計画の推進に向けて

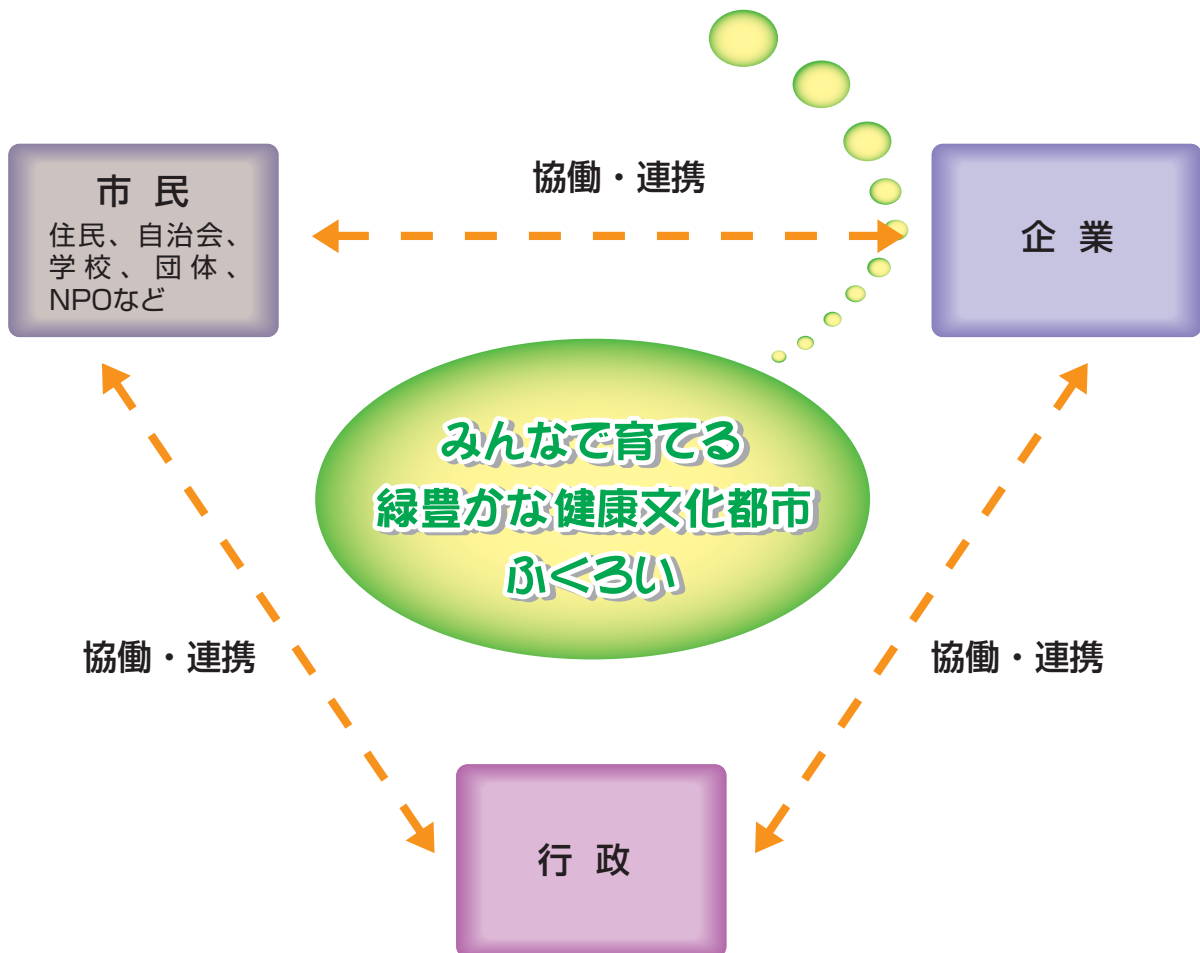
1 計画の推進に向けた基本的な考え方

本計画における緑の保全と創出を推進するために、行政は、自ら率先した取組を行うとともに、市民・企業の取組を円滑に行うための支援を行います。

また、市民・企業は、それぞれの立場において、身近にできることから取り組むことが必要です。そして、市民・企業・行政が協働することによって、緑の保全・創出の効果が一層高まります。



身近にできることから始め、楽しみながら取り組むことが大切です。
 小さな取組が大きな緑に育ちます。



2 計画の推進に向けた行政の取組

緑の保全・創出を推進するため、行政が果たす役割を次のとおり示します。

(1) 庁内組織や関係機関との連携強化

緑に関する施策は、様々な分野に広がっています。公園・緑化部門だけでなく、環境、農政、道路、教育、公共公益施設の管理部門など、庁内組織の連携によって、緑地保全、都市緑化、公園整備等を総合的に推進します。

また、国・県などの行政機関や、緑の保全と創出に取り組む企業、団体、NPOなどの関係機関と相互に連携・協力しながら事業を推進します。

(2) 多様な取組を支援する情報の提供

広報やホームページなどを活用し、緑の保全と創出に取り組む市民・企業活動の周知を図ることで、参加者の促進や相互に連携する機会を創出します。

また、市民・企業の多様な取組を一層推進するため、緑の保全・創出に関する取組事例などの情報提供の充実を図ります。

(3) 計画の実効性の確保

緑の基本計画に定めた施策や事業の取組結果を定期的に確認することにより、「緑の目標水準」や施策の推進状況を評価し、その後の計画や施策に反映させることで、計画を着実に推進します。

〈 行政による緑化の取組 〉



屋上緑化の取組（月見の里学遊館）



駐車スペースの緑化（アクアピュア）

3 協働のパターン

協働による取組は、緑の保全・創出の効果を一層高めます。今後の取組の参考とするため、協働による取組のパターン（型）を次のとおり示します。

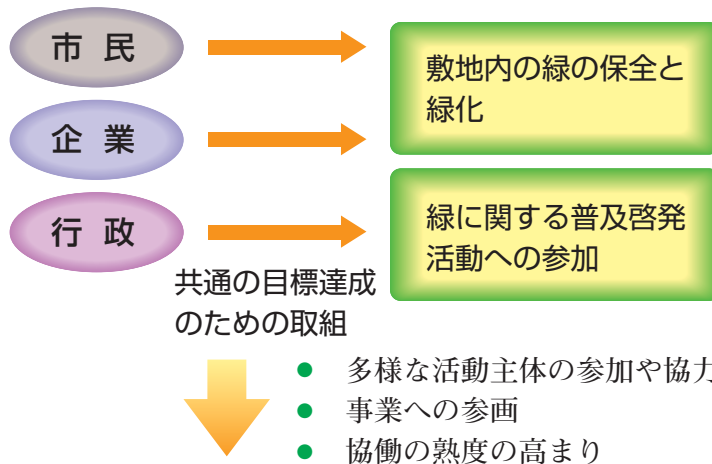
(1) 基本的な協働のパターン

協働は、市民・企業・行政が共通の目標に向けて協力して働くことをいいます。

緑の保全と創出に向けて、それぞれが個別に取組を行う「個別実施型」と、多様な活動主体の参加や協力、事業の計画段階から加わる参画など、協働の取組の熟度が高い「みんなで連携型」を協働の基本パターンとして示します。

個別実施型

家庭、事業所、公共公益施設内の植栽の管理・育成など、市民・企業・行政は、緑の保全や緑化にむけた共通の目標を達成するため、個別に取組を進めます。



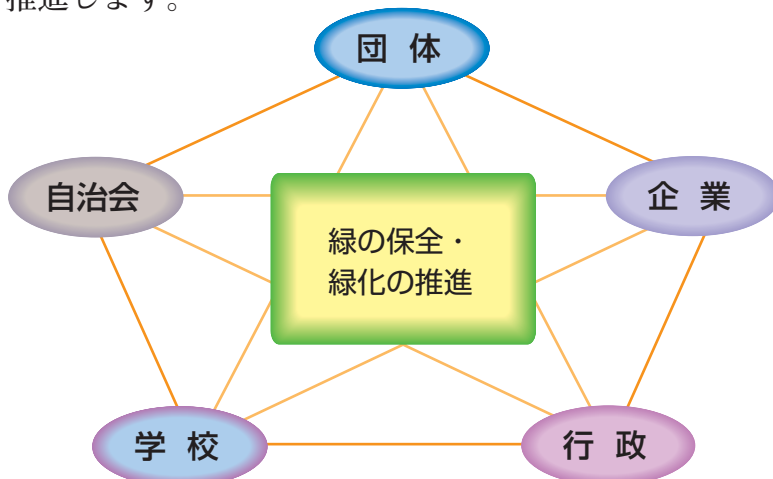
家庭において、生垣と庭の草木の育成や管理が行われている。

〈取組の例〉

- 家庭や事業所における緑化
- 公共公益施設の緑化
- 地域の花壇づくり
- 農地・水・環境保全向上対策事業
- ボランティア活動の参加
- 各種イベントの参加

みんなで連携型

地域の花壇づくりなど、共通の目標を達成するため、市民・企業・行政が相互に連携し、緑の保全や緑化を推進します。



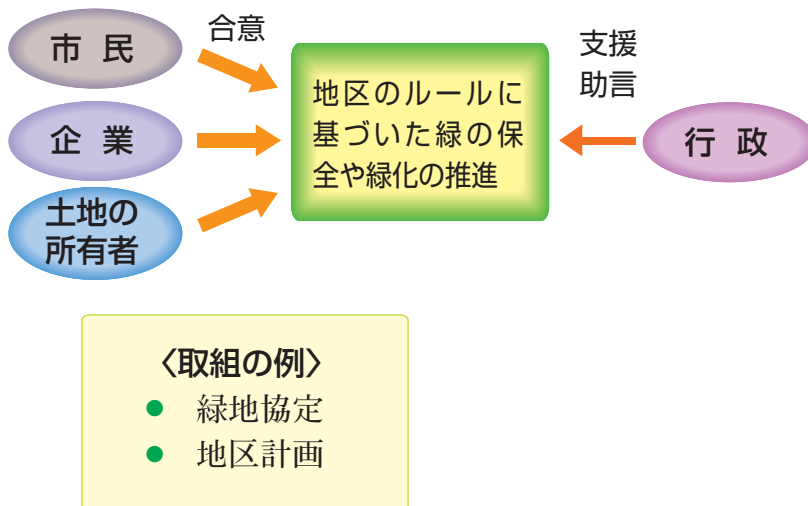
団体・企業・行政が連携し、花壇づくりが行われている。(2002メモリアルロード)

(2) 具体的な事業等に基づく協働のパターン

緑の保全と緑化を推進するための具体的な事業等を参考に、協働のパターンを次のとおり示します。

地区合意型

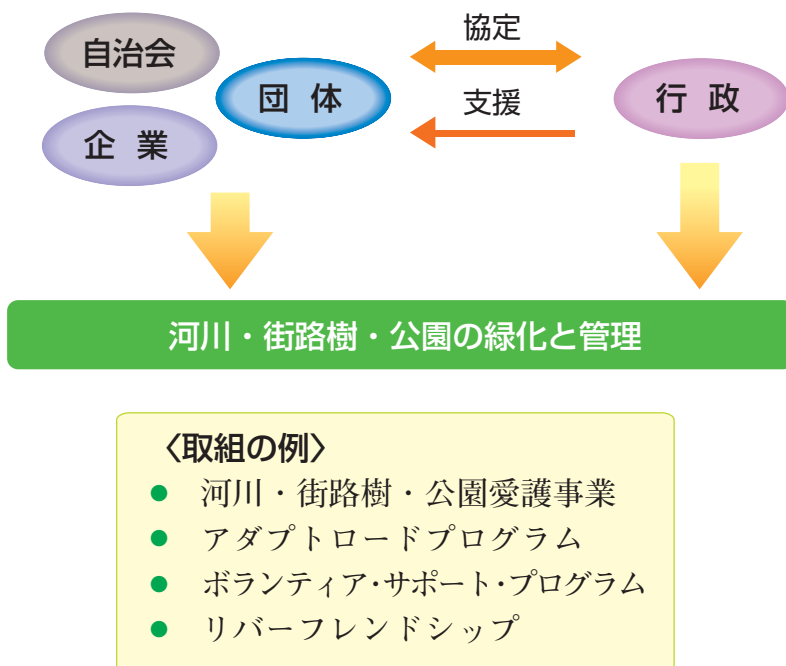
緑地協定や地区計画など、地区の関係者による合意に基づき、緑の保全や緑化を推進します。



地区のルールに基づいて、道路に面して植樹スペースが設けられている。
(上石野地区計画)

地域愛護型

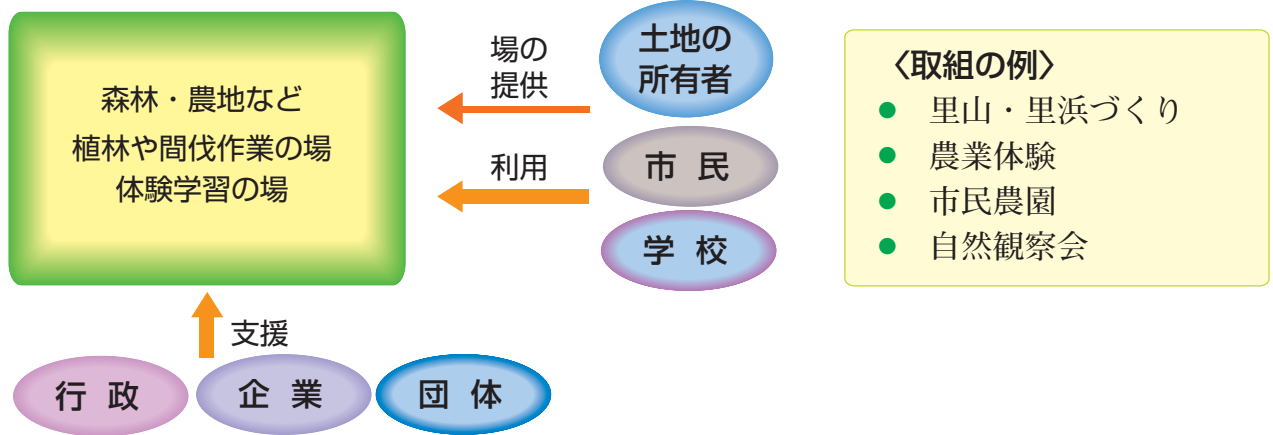
行政と市民・企業の協定に基づき、愛護活動として地域の河川や街路樹などの管理や緑化を行います。



アダプトロードプログラムに基づき、市民・企業によって、道路沿いのプランターに、花の苗が植えられている。
(袋井駅前地区)

活動の場提供型

里山づくりや農業体験の場など、土地の所有者からの場の提供によって、緑の保全や緑化、普及啓発活動を推進します。



活動の場の提供によって、地域団体による里山づくりが行われている。(諸井地区)



農家の協力によって、子供たちの農業体験が行われている。(三川地区)

宅地開発緑化型

住宅・商業地や工場用地などの宅地開発においては、事業者の協力によって、公園・緑地の確保や緑化を進めます。



住宅地の開発によって、寄付公園が設置されている。(新堀地区)

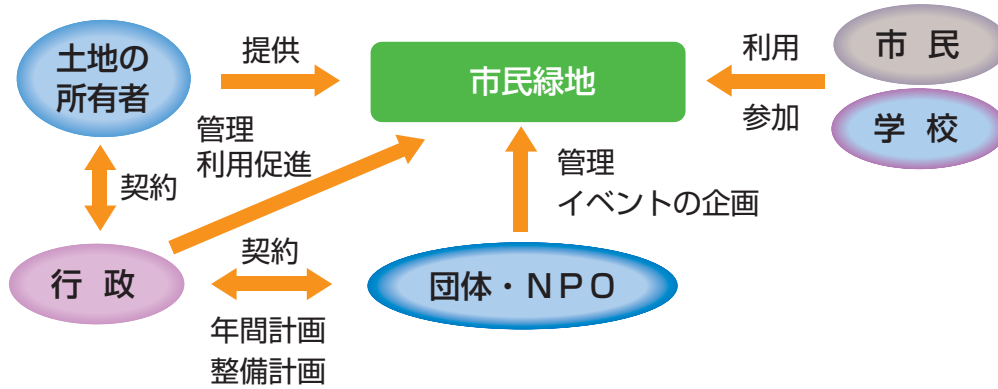


工場用地に一定割合以上の緑が確保されている。(小山地区)

市民緑地制度活用型

行政は、土地所有者との契約に基づき、必要な緑やオープンスペースを確保し、市民緑地の利用を推進します。

また、団体・NPOとの管理契約によって、市民緑地の魅力を一層高めます。



市民緑地制度に基づき、花と緑のふれあいの広場が設置されている。

(提供 和光市)



土地所有者との契約に基づき、森林に散策道が設けられている。

(提供 (財) 世田谷まちづくりトラスト)



団体による管理によって、竹林が良好な状態で保全されている。

(提供 (財) 世田谷まちづくりトラスト)



4 おわりに

丘陵地の森林や茶畑、水辺の堤防、伸びやかに広がる田園、市街地の生け垣や花壇など、袋井市には様々な緑があります。

四季の彩り豊かに袋井らしさを演出するこれらの緑を、大切に守り育てていくことで、それぞれの空間の緑がその特性をより一層発揮し、いきいきと輝きます。

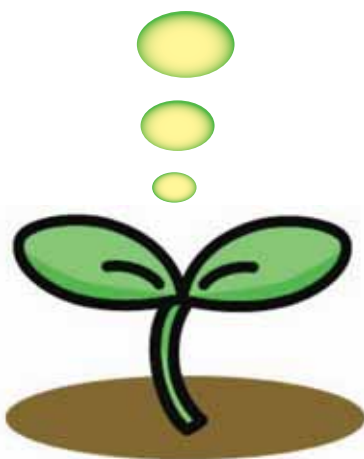
豊かな緑を守り育てていく、その中心となるのは、市民一人ひとりです。

市民一人ひとりが、家の花壇や地域の緑に愛着や誇りを持ち、緑に対して主体的に行動する。こうした行動により、「緑豊かな健康文化都市」が築かれていきます。

さあ、この計画に基づき、

**みんなで育てる
緑豊かな健康文化都市
ふくろい**

を目指しましょう。



用語集

あ行

アダプト制度

「アダプト (Adopt)」とは、養子縁組を意味する英語で、道路、公園、河川などの公共財について、行政と市民・企業が、協定を締結し、美化活動や維持管理を行う制度のことです。

NPO

特定非営利活動法人。NPO法に基づいて認証される法人で、活動内容は、医療、文化、環境、教育、海外援助など多くの分野に広がっています。

屋上(壁面)緑化

建物の屋上の空きスペースや壁面に、樹木、草花、芝生、ツタ類などで緑化することです。憩いの場や良好な景観をもたらすほか、ヒートアイランド現象の緩和や冷房負荷の軽減(省エネルギー)などの効果があります。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽の熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるため、これらのガスを温室効果ガスと呼びます。

か行

開発許可制度

無秩序な市街化の防止や開発において良好な都市水準を確保することを目的に、開発行為や建築行為等をする場合に一定の基準を設け、許可を必要とする制度のことです。

環境学習

人間の活動と環境とのかかわりについて学び、環境の保全や改善に対して望ましいはたらきかけのできる技能、思考力、判断力を身につけることを目的とした学習のことです。

協働

行政、市民、企業など複数の主体が、目的や課題を共有し、それぞれの特性や社会的役割を理解したうえで、対等の立場で力を合わせて活動することをいいます。

景観作物

農村の景観を豊かにするために植えられたヒマワリ、レンゲ、菜の花、ハーブなどをいいます。緑肥や雑草抑制及び病虫害防除などにも役立ちます。

景観重要樹木

景観計画の指定の方針に即して、市長が指定した地域の良い景観の核となる重要な樹木をいいます。

健康遊具

健康の維持増進を目的に、遊び感覚で体を伸ばしたり、ツボを刺激したり筋肉を鍛えたりする遊具をいいます。

公園施設長寿命化計画

国が行う「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の1つで、公園施設の老朽化に対応するため、公園施設の維持管理や改築方針などを示した計画をいいます。

さ行

里山

集落、人里に接し、人間の生活と結びついた山のことです。

自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護するとともに、その自然の中で休養やレクリエーションを楽しんだり、自然から学ぶために指定された地域のことです。

市民農園

市民がレクリエーションを目的に野菜や花を栽培したり、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習など多様な目的で利用される農地のことです。

植生自然度

植物社会学的な観点から、土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標のことです。

た 行

地球温暖化

人の活動に伴って発生する二酸化炭素など、温室効果ガスが大気中に増加することによって地球の気温が上昇する現象で、異常気象の発生、氷河の消失等による海面の上昇、農業生産や生態系への影響が懸念されています。

地区計画

良好なまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園、緑地などの配置や建築物の建築等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めたものをいいます。

鎮守の杜

神社の境内地やその周辺を取り囲む森林のことです。

低炭素都市づくり

集約型都市構造の実現、徒歩・自転車対策、バイオマス利用の推進、緑地の保全と緑化の推進などにより、二酸化炭素の排出量の少ない都市を目指した総合的な取組をいいます。

特定外来種

今まで生息していなかった地域に、定着して自然繁殖するようになった外来生物種で、生態系や農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定されたものをいいます。

特別緑地保全地区

都市計画法に定める地域地区の1つで、都市における良好な自然的環境となる緑地において、開発や建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区をいいます。無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための緑地や、伝統的、文化的意義を有する緑地、住民の健全な生活環境を維持するために必要な緑地が指定されます。

な 行

二次林

伐採や風水害、山火事などの後に、土中に残った種子や植物体の成長などによって再生した森林をいいます。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域をいいます。

は 行

ビオトープ

ビオトープとは、生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Top」を組み合わせた合成語で、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間をいいます。環境が損なわれた土地や都市部の空き地、校庭などに造成された野生生物の生息・生育環境空間も含めて呼んでいます。

ヒートアイランド現象

都市部における、建物の密集、地表面舗装、空調、工場からの人工熱の放出などの原因により、郊外に比べ気温が高くなる現象のことです。

風致地区

都市計画法に定める地域地区の1つで、水や緑などの自然的な要素に富んだ都市の良好な自然的景観の保全を図るため地区をいいます。自然的環境をできるだけ保全し、良好な居住環境を維持するため、開発や建築行為などの一定の行為について制限がされます。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、公共の目的を達成するために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいいます。

や 行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られます。

ら 行

リバーフレンドシップ

住民、利用者等が、川の清掃や除草等の河川美化活動を通じて、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取り組みをいいます。県や市町が連携して活動団体の取り組みを支援しています。

緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、地域住民の協力で、良好なまちの環境・景観を形成することができます。

緑地保全地域

都市計画法に定める地域地区の1つで、都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら、開発や建築行為など緩やかな規制によって保全する地域をいいます。無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のための緑地や、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地が指定されます。

袋井市緑の基本計画

－袋井市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画－

発行：平成22年3月

袋井市

URL：<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>

編集：袋井市 都市建設部 都市計画課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL：0538-44-3122(直通)

TEL：0538-43-2111(代表)内線314

FAX：0538-44-3145

E-mail：toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp



袋井市緑の基本計画